2025 年版　社労士暗記シート

［暗記シート］

暗記シートに掲載している図解で理解しながら、数字やキーワードをしっかりと覚えます。
合わせて、図解もそのまま覚えてください。

［確認シート］

確認シートは、重要な数字や用語を水色のマーカーで隠しています。
完全に隠すより敢えて薄く見えるようにして、ストレスなく学習をできるようにしています。
また、図表をイメージしながら想起するとより一層記憶に残ります。

2025 年版　社労士暗記シート　労働保険料徴収法

［暗記シート］法１条（趣旨）

【条文】法１条（目的）

この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

POINT!!

労災保険と雇用保険

労働保険の事業の効率的な運営を図るため

⇩

労働保険の保険関係の成立及び消滅

労働保険料の納付の手続

労働保険事務組合等に関し必要な事項

■昭和 44 年（制定）
■昭和 47 年（施行）

2025 年版　社労士暗記シート　労働保険料徴収法

［確認シート］法１条（趣旨）

【条文】法１条（目的）

この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

POINT!!

労災保険と雇用保険

労働保険の事業の効率的な運営を図るため

↓

- 労働保険の保険関係の成立及び消滅
- 労働保険料の納付の手続
- 労働保険事務組合等に関し必要な事項

■昭和 44 年（制定）
■昭和 47 年（施行）

［暗記シート］法２条２項（賃金）

【条文】法２条２項（賃金）

この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。

POINT!!

【賃金に該当】	【賃金に不該当⇒算入しない。】
●基本給 ●賞与 ●住宅手当、通勤手当、 ●社会保険料等	●実費弁証的なもの ⇒出張旅費等 ●任意・恩恵的なもの ⇒結婚祝金、死亡弔慰金、災害見舞金等 ●会社が全額負担の生命保険の掛け金 ●解雇予告手当 ●退職金

就業規則、労働協約等の定めの有無を問わない。⇒算入しない。

［確認シート］法2条2項（賃金）

【条文】法2条2項（賃金）

この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。

POINT!!

【賃金に該当】	【賃金に不該当⇒算入しない。】
●基本給 ●賞与 ●住宅手当、通勤手当、 ●社会保険料等	●実費弁証的なもの ⇒出張旅費等 ●任意・恩恵的なもの ⇒結婚祝金、死亡弔慰金、災害見舞金等 ●会社が全額負担の生命保険の掛け金 ●解雇予告手当 ●退職金

就業規則、労働協約等の定めの有無を問わない。⇒算入しない。

［暗記シート］（定義）

POINT!!

【労働保険】	【賃金】	【保険年度】
労働者災害補償保険法 及び 雇用保険法を総称	賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、 労働の対償として事業主が労働者に支払うもの	４月１日から翌年３月３１日

［確認シート］（定義）

POINT!!

【労働保険】	【賃金】	【保険年度】
労働者災害補償保険法 及び 雇用保険法を総称	賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの	４月１日から翌年３月３１日

2025 年版　社労士暗記シート　労働保険料徴収法

［暗記シート］法７条（事業）

POINT!!

【強制適用事業】	【暫定任意適用事業】
法律上当然に保険関係成立	事業主が加入申請 ⇨ 厚生労働大臣の認可 ⇨ 保険関係成立

【暫定任意適用事業】

【労災保険法】	【雇用保険法】
個人経営	
農業・水産業 → 常時５人未満	農林水産業 → 常時５人未満
林業 → 労働者を使用せず、かつ 年間使用延べ労働者数 300 人未満	

（例外）⇒下記の場合は、強制適用事業に該当（労災の場合）

- 農業　…①一定の危険又は有害な作業を主として行う事業　②事業主が特別加入している事業
- 水産業…①総トン数５トン未満の漁船によるもの　②災害発生の少ない河川・湖沼又は特定水面における操業

①陸奥湾 ②富山湾 ③若狭湾 ④東京湾 ⑤伊勢湾 ⑥大阪湾 ⑦有明海、八代海 ⑦大村湾　⑧鹿児島湾

2025 年版　社労士暗記シート　労働保険料徴収法

［確認シート］法７条（事業）

POINT!!

【強制適用事業】	【暫定任意適用事業】
法律上当然に保険関係成立	事業主が加入申請 ⇨ 厚生労働大臣の認可 ⇨ 保険関係成立

【暫定任意適用事業】

【労災保険法】	【雇用保険法】
個人経営	
農業・水産業 → 常時５人未満	農林水産業 → 常時５人未満
林業 → 労働者を使用せず、かつ 年間使用延べ労働者数 300 人未満	

（例外）⇒下記の場合は、強制適用事業に該当（労災の場合）

- 農業　…①一定の危険又は有害な作業を主として行う事業　②事業主が特別加入している事業
- 水産業…①総トン数５トン未満の漁船によるもの　②災害発生の少ない河川・湖沼又は特定水面における操業

①陸奥湾 ②富山湾 ③若狭湾 ④東京湾 ⑤伊勢湾 ⑥大阪湾 ⑦有明海、八代海 ⑦大村湾　⑧鹿児島湾

［暗記シート］（事業の概念）

POINT!!

労災・雇用保険の保険関係の成立、消滅・保険料の申告、納付を一元的に処理

事業

- 有期事業以外の事業：商店や工場等
  - 継続事業
  - 有期事業
    - 事業の期間が予定される事業
      - 徴収法上「建設の事業」・「立木の伐採の事業」に限定
- 二元適用事業以外の事業
  - 一元適用事業
  - 二元適用事業
    - ① 都道府県及び市町村の行う事業
    - ② 都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業
    - ③ 六大港湾(東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港)における港湾運送の事業
    - ④ 農林水産の事業
    - ⑤ 建設の事業

国の行う事業⇒一元適用事業

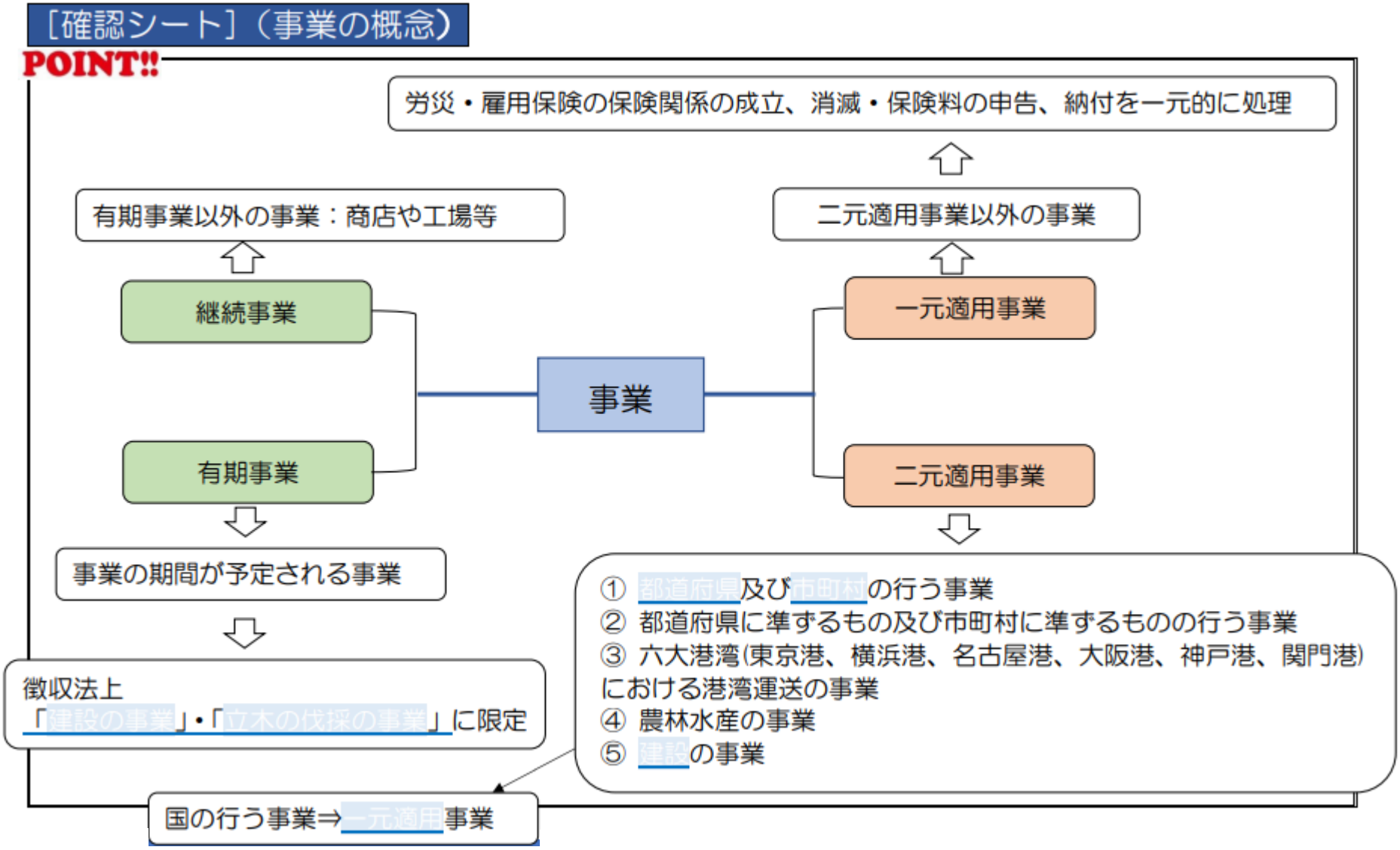
［確認シート］（事業の概念）
POINT!!
労災・雇用保険の保険関係の成立、消滅・保険料の申告、納付を一元的に処理
有期事業以外の事業：商店や工場等
二元適用事業以外の事業
継続事業
一元適用事業
事業
有期事業
二元適用事業
事業の期間が予定される事業
① 都道府県及び市町村の行う事業
② 都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものの行う事業
③ 六大港湾(東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港)における港湾運送の事業
④ 農林水産の事業
⑤ 建設の事業
徴収法上
「建設の事業」・「立木の伐採の事業」に限定
国の行う事業⇒一元適用事業

2025 年版　社労士暗記シート　労働保険料徴収法

［暗記シート］則１条（事業の所轄）

POINT!!

二元適用事業：労災保険と雇用保険の適用・徴収事務をそれぞれ別々に行う。

【一元適用事業】	【二元適用事業】	【一元適用事業】	【二元適用事業】
労働保険事務組合に事務委託していない	労災保険に係る保険関係成立	労働保険事務組合に事務委託している	雇用保険に係る保険関係成立
⇩	⇩	⇩	⇩
労働基準監督署長		公共職業安定所長	
⇩		⇩	
都道府県労働局長			

［確認シート］則１条（事業の所轄）

POINT!!

二元適用事業：労災保険と雇用保険の適用・徴収事務をそれぞれ別々に行う。

【一元適用事業】	【二元適用事業】	【一元適用事業】	【二元適用事業】
労働保険事務組合に事務委託していない	労災保険に係る保険関係成立	労働保険事務組合に事務委託している	雇用保険に係る保険関係成立
⇩	⇩	⇩	⇩
労働基準監督署長		公共職業安定所長	
⇩		⇩	
都道府県労働局長			

［暗記シート］法３条・４条（保険関係の成立・消滅）

【条文】法３条・４条（保険関係の成立・消滅）

法３条　労災保険法の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する。

法４条　雇用保険法の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

POINT!!

【保険関係の成立】	
強制適用事業	暫定任意適用事業
・事業が開始された日 ・暫定任意適用事業が強制適用事業に該当するに至った日	・厚生労働大臣の認可があった日 ・強制適用事業が暫定任意適用事業に該当するに至った日の翌日

【保険関係の消滅】	
強制適用事業	暫定任意適用事業
事業が廃止又は終了した日の翌日	

［確認シート］法３条・４条（保険関係の成立・消滅）

【条文】法３条・４条（保険関係の成立・消滅）

法３条　労災保険法の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する。

法４条　雇用保険法の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

POINT!!

【保険関係の成立】

強制適用事業	暫定任意適用事業
・事業が開始された日 ・暫定任意適用事業が強制適用事業に該当するに至った日	・厚生労働大臣の認可があった日 ・強制適用事業が暫定任意適用事業に該当するに至った日の翌日

【保険関係の消滅】

強制適用事業	暫定任意適用事業
事業が廃止又は終了した日の翌日	

［暗記シート］法４条（保険関係成立の手続）

POINT!!

保険関係が成立した日から 10 日以内

保険関係成立届

所轄労働基準監督署長

又は

所轄公共職業安定所長

「保険関係成立届」の記載事項（則４条１項）

① 事業の名称
② 事業の概要
③ 事業主の所在地
④ 労働者の数
⑤ 事業の予定期間（有期事業の場合）

［確認シート］法４条（保険関係成立の手続）

POINT!!

保険関係が成立した日から１０日以内

保険関係成立届

所轄労働基準監督署長

又は

所轄公共職業安定所長

「保険関係成立届」の記載事項（則４条１項）

① 事業の名称
② 事業の概要
③ 事業主の所在地
④ 労働者の数
⑤ 事業の予定期間（有期事業の場合）

［暗記シート］整備法（暫定任意適用事業の加入・脱退）

POINT!!

（脱退要件）
① 労働者の過半数の同意を得ること
② 労災保険関係成立後１年を経過していること
③ 特別保険料の徴収期間が経過していること

【労災保険】	
加入の場合	脱退の場合
労働者の過半数の希望	労働者の過半数の同意

【雇用保険】	
加入の場合	脱退の場合
労働者の１/２以上の希望	労働者の３/４以上の同意

［確認シート］整備法（暫定任意適用事業の加入・脱退）

POINT!!

（脱退要件）
① 労働者の過半数の同意を得ること
② 労災保険関係成立後１年を経過していること
③ 特別保険料の徴収期間が経過していること

【労災保険】	
加入の場合	脱退の場合
労働者の過半数の希望	労働者の過半数の同意

【雇用保険】	
加入の場合	脱退の場合
労働者の１／２以上の希望	労働者の３／４以上の同意

［暗記シート］法４条の２（事業の名称・所在地等の変更等　）

POINT!!

「名称、所在地等変更届」	「労災保険関係成立票」	「代理人選任・解任届」※
事業の名称や場所の変更があった場合 ⇒変更が生じた日の翌日起算の10日以内	建設の事業	代理人を選任し又は解任したとき ⇒「速やかに」
提出先 「所轄労働基準監督署長」又は「所轄公共職業安定所長」	現場の見やすい場所に掲示 	提出先 「所轄労働基準監督署長」又は「所轄公共職業安定所長」

※本来事業主が行う業務を工場長や人事部長、社会保険労務士等を代理人として行わせる場合に「代理人選任・解任届」の届出を行います。

［確認シート］法４条の２（事業の名称・所在地等の変更等　）

POINT!!

「名称、所在地等変更届」	「労災保険関係成立票」	「代理人選任・解任届」※
事業の名称や場所の変更があった場合 ⇒変更が生じた日の翌日起算の10日以内	建設の事業	代理人を選任し又は解任したとき ⇒「速やかに」
提出先 「所轄労働基準監督署長」又は「所轄公共職業安定所長」	現場の見やすい場所に掲示	提出先 「所轄労働基準監督署長」又は「所轄公共職業安定所長」

労災保険関係成立票

保険関係成立年月日	平成　年　月　日
労働保険番号	
事業の期間	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

※本来事業主が行う業務を工場長や人事部長、社会保険労務士等を代理人として行わせる場合に「代理人選任・解任届」の届出を行います。

［暗記シート］保険関係の一括（まとめ）

POINT!!

【有期事業の一括】	【請負事業の一括】	【継続事業の一括】
労災保険のみ		労災保険・雇用保険
「建設の事業」 「立木の伐採の事業」	「建設の事業」	通常の事業

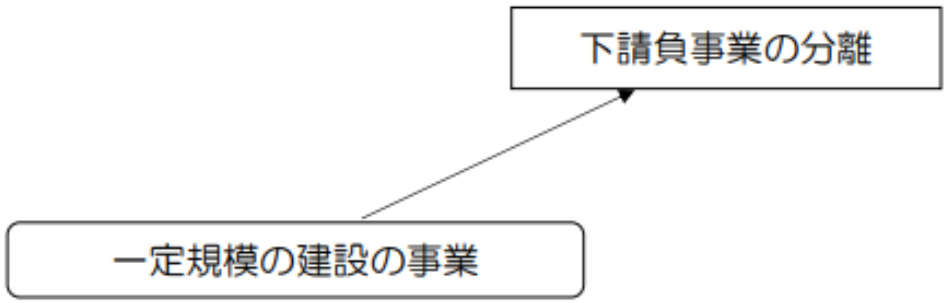

［確認シート］保険関係の一括（まとめ）

POINT!!

【有期事業の一括】	【請負事業の一括】	【継続事業の一括】
労災保険のみ		労災保険・雇用保険
「建設の事業」 「立木の伐採の事業」	「建設の事業」	通常の事業

下請負事業の分離

一定規模の建設の事業

［暗記シート］法７条（有期事業の一括）

【条文】法７条（有期事業の一括）

二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。
① 事業主が同一人であること。
② それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）であること。
③ それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
④ それぞれの事業が、「建設の事業」又は「立木の事業」であり、かつ、それぞれの事業が、労災保険率表に掲げる事業の種類を同じくすること。
⑤ それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行なわれること。
⑥ それぞれの事業に係る労働保険料の納付事務が一の事務所（一括事務所）で取り扱われること。

POINT!!

③それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。

概算保険料に相当する額：160 万円未満

かつ

建設の事業
請負金額：1 億8,000 円未満

立木の伐採の事業
素材の見込み生産量：1,000 立メートル未満

請負金額からは消費税等相当額を除く。

［確認シート］法７条（有期事業の一括）

【条文】法７条（有期事業の一括）

二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。
① 事業主が同一人であること。
② それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）であること。
③ それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
④ それぞれの事業が、「建設の事業」又は「立木の事業」であり、かつ、それぞれの事業が、労災保険率表に掲げる事業の種類を同じくすること。
⑤ それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行なわれること。
⑥ それぞれの事業に係る労働保険料の納付事務が一の事務所（一括事務所）で取り扱われること。

POINT!!

③それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。

概算保険料に相当する額：160 万円未満

かつ

建設の事業
請負金額：1 億 8,000 万円未満

立木の伐採の事業
素材の見込み生産量：1,000 立方メートル未満

請負金額からは消費税等相当額を除く。

［暗記シート］則 34 条（一括有期事業報告書）

【条文】法 34 条（一括有期事業報告書）

一括有期事業の事業主は、次の保険年度の6月1日から起算して 40 日以内又は保険関係が消滅した日から起算して 50 日以内に、一定の事項を記載した報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない

POINT!!

次の保険年度の6月1日から起算して 40 日以内又は保険関係が消滅した日から起算して 50 日以内に「一括有期事業報告書」所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出

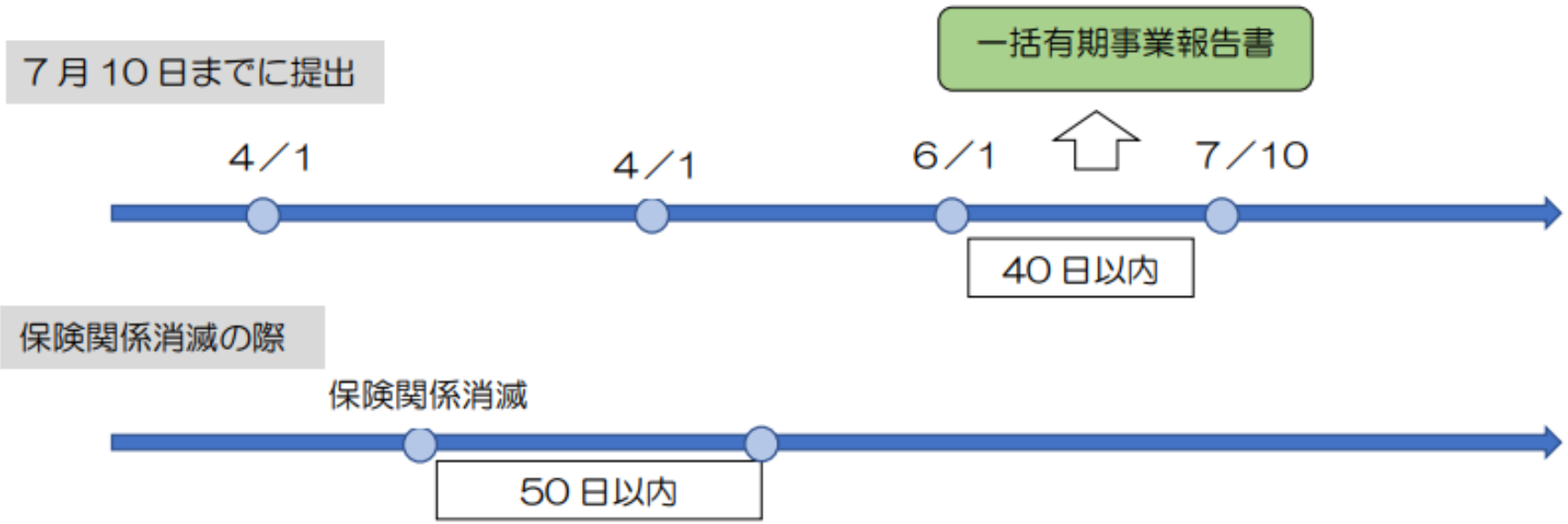

■H31 法改正　「一括有期事業開始届」の届出は廃止

［確認シート］則 34 条（一括有期事業報告書）

【条文】法 34 条（一括有期事業報告書）

一括有期事業の事業主は、次の保険年度の６月１日から起算して 40 日以内又は保険関係が消滅した日から起算して 50 日以内に、一定の事項を記載した報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない

POINT!!

次の保険年度の６月１日から起算して 40 日以内又は保険関係が消滅した日から起算して 50 日以内に「一括有期事業報告書」所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出

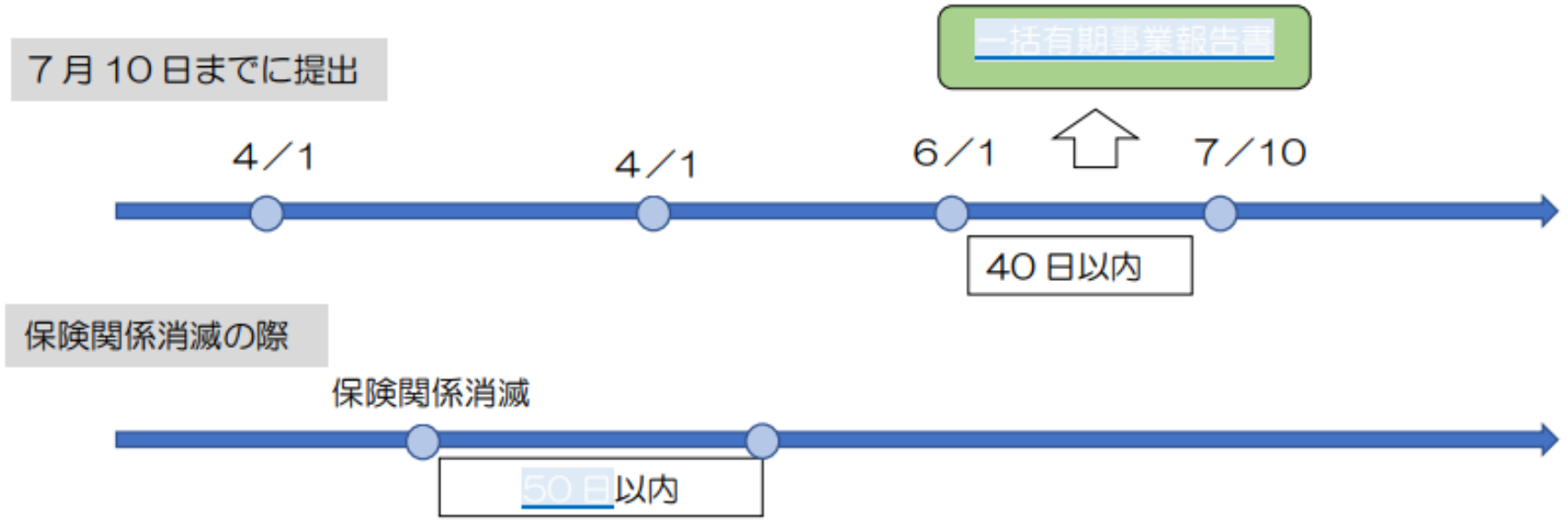

■H31 法改正　「一括有期事業開始届」の届出は廃止

［暗記シート］法８条（請負事業の一括）

【条文】法８条（請負事業の一括）

建設の事業が数次の請負によって行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

POINT!!

労災保険に係る保険関係が成立している建設の事業

元請負人のみが徴収法上の事業主であり、事業主として保険料の納付の義務を負う。

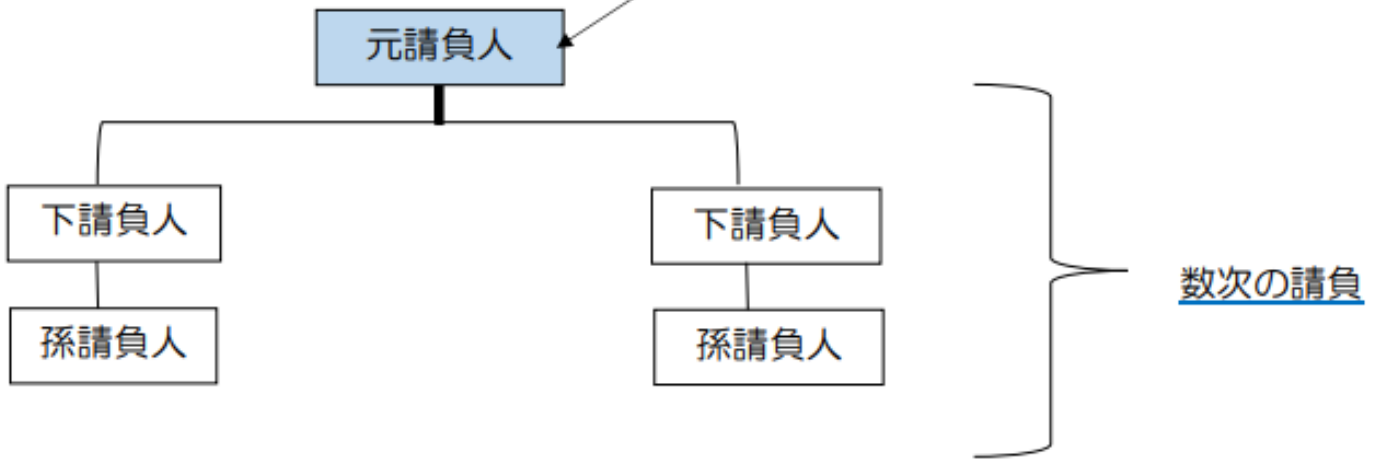

［確認シート］法８条（請負事業の一括）

【条文】法８条（請負事業の一括）

建設の事業が数次の請負によって行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

POINT!!

労災保険に係る保険関係が成立している建設の事業

元請負人のみが徴収法上の事業主であり、事業主として保険料の納付の義務を負う。

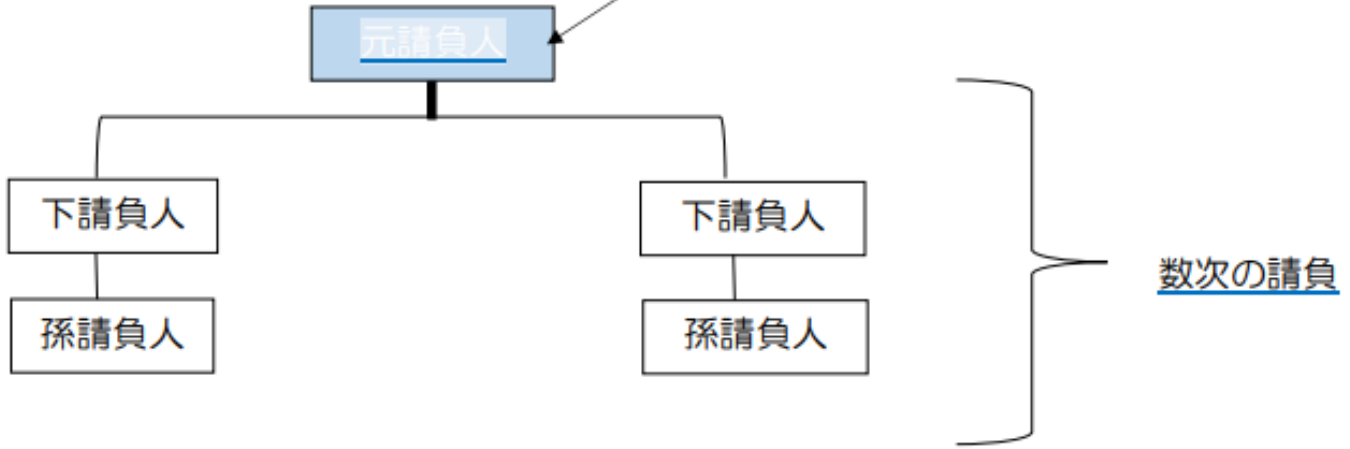

［暗記シート］法8条（下請負事業の分離）

POINT!!

（趣旨）下請負事業が一定規模以上になった場合、下請負事業を分離させた方が実態に則すため、厚生労働大臣の認可を受けて、下請負人を元請負人とみなして徴収法を運用する制度。

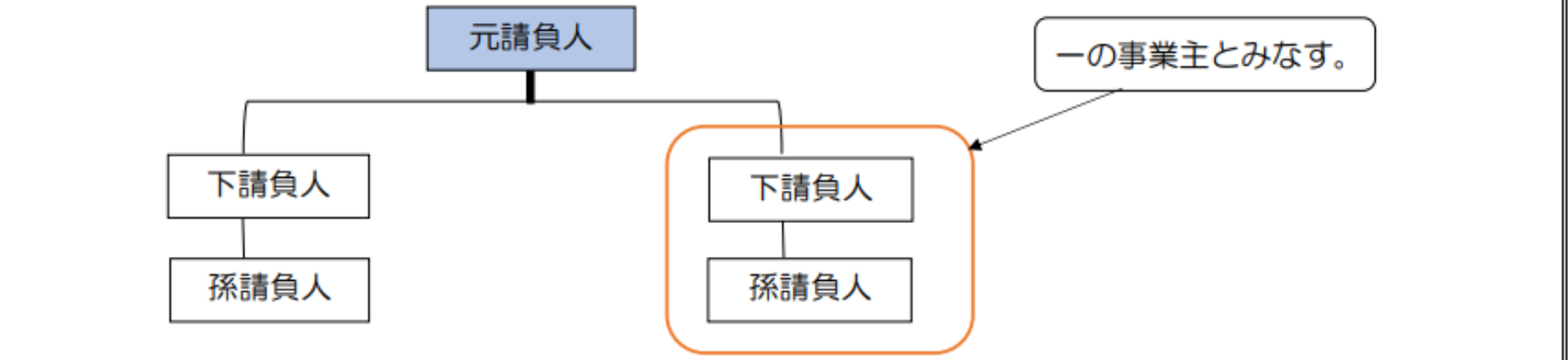

有期事業の一括の要件を超える規模

［分離の要件］
下請負人の請負に係る事業の概算保険料の額が 160 万円以上　又は
下請負人の請負に係る事業の請負金額が 1 億 8,000 万円以上

［手続］
元請負人及び下請負人が共同で、保険関係が成立した日の翌日から起算して 10 日以内に、「下請負人を事業主とする認可申請書」を所轄都道府県労働局長に提出。（厚生労働大臣の認可）

［確認シート］法8条（下請負事業の分離）

POINT!!

（趣旨）下請負事業が一定規模以上になった場合、下請負事業を分離させた方が実態に則すため、厚生労働大臣の認可を受けて、下請負人を元請負人とみなして徴収法を運用する制度。

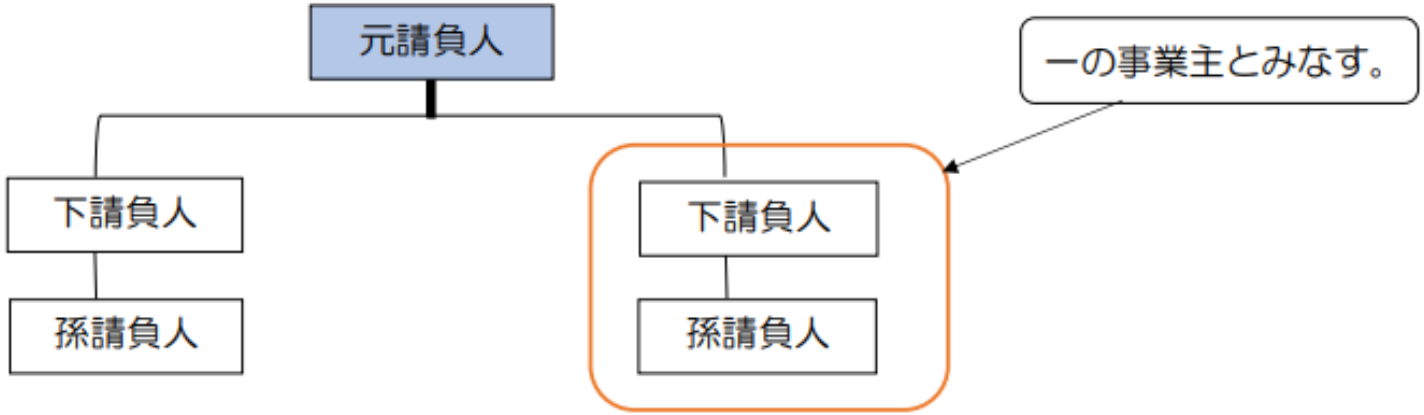

有期事業の一括の要件を超える規模

［分離の要件］
下請負人の請負に係る事業の概算保険料の額が 160 万円以上　又は
下請負人の請負に係る事業の請負金額が 1 億 8,000 万円以上

［手続］
元請負人及び下請負人が共同で、保険関係が成立した日の翌日から起算して 10 日以内に、
「下請負人を事業主とする認可申請書」を所轄都道府県労働局長に提出。（厚生労働大臣の認可）

［暗記シート］則８条（下請負事業の分離の手続）

【条文】則８条（下請負事業の分離の手続）

下請負事業の分離の認可を受けようとする元請負人及び下請負人は、保険関係が成立した日の翌日から起算して 10 日以内に、一定の事項を記載した「下請負人を事業主とする認可申請書」を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
ただし、やむを得ない理由により、この期限内に当該申請書の提出をすることができなかったときは、期限後であっても提出することができる。

POINT!!

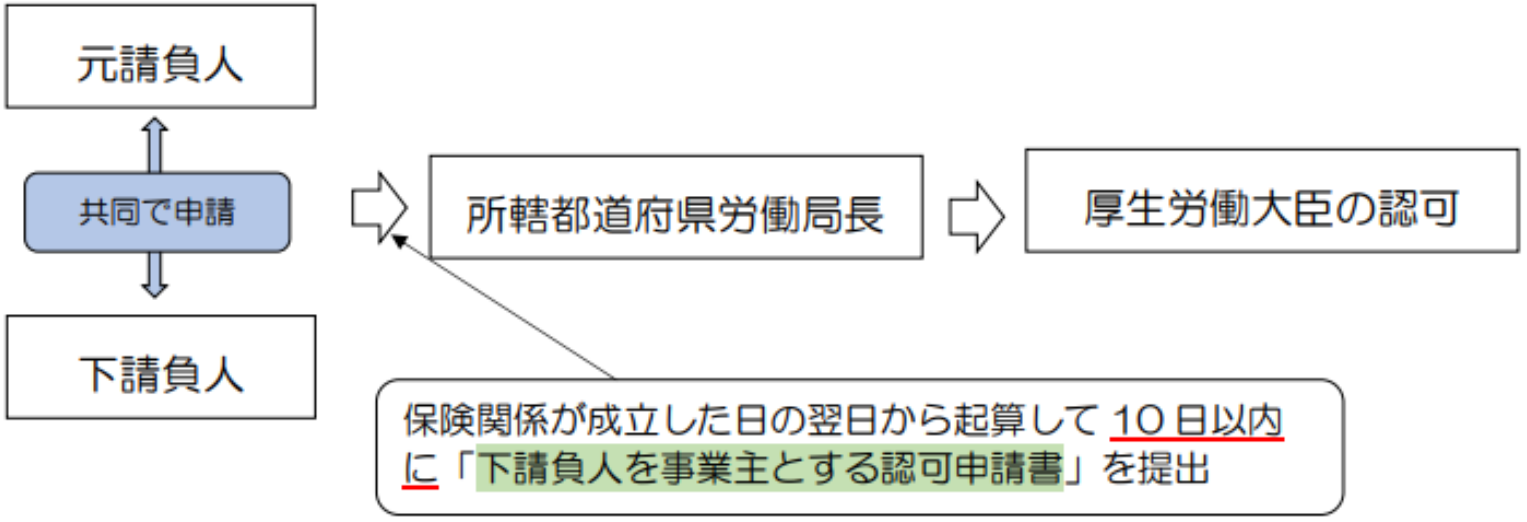

［確認シート］則８条（下請負事業の分離の手続）

【条文】則８条（下請負事業の分離の手続）

下請負事業の分離の認可を受けようとする元請負人及び下請負人は、保険関係が成立した日の翌日から起算して 10 日以内に、一定の事項を記載した「下請負人を事業主とする認可申請書」を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
ただし、やむを得ない理由により、この期限内に当該申請書の提出をすることができなかったときは、期限後であっても提出することができる。

POINT!!

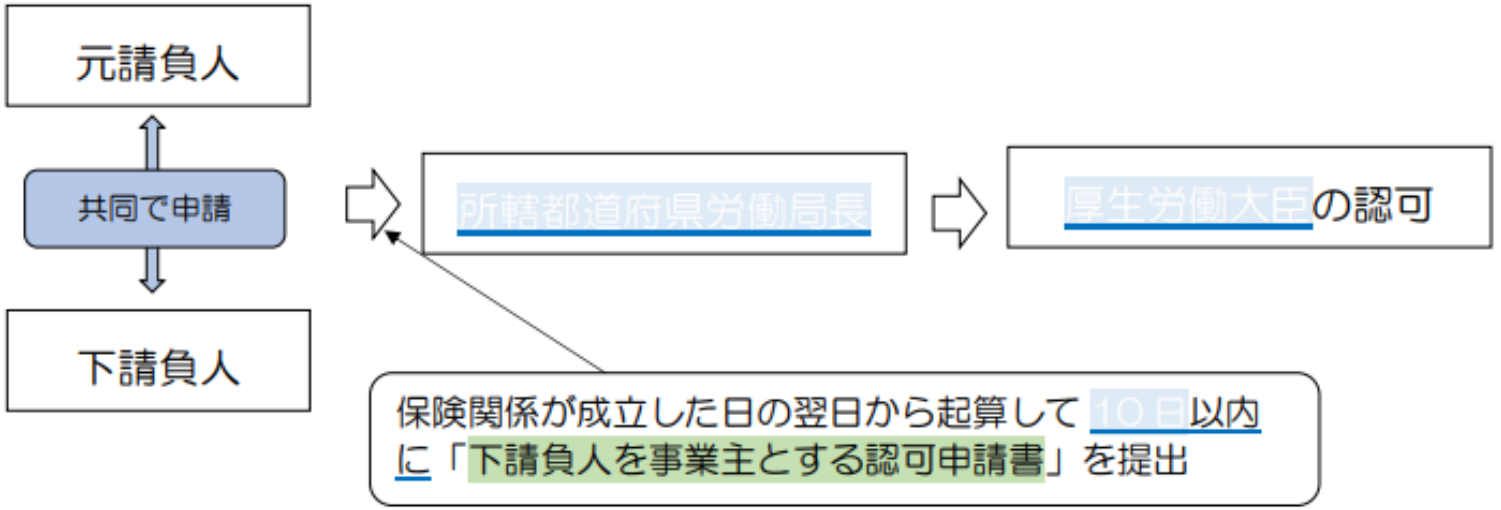

［暗記シート］法９条（継続事業の一括）

【条文】法９条（継続事業の一括）

事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があったときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

POINT!!

（趣旨）労災保険及び雇用保険の保険関係に係る制度。
本来ならば、個々の事業所ごとに行う保険関係の事務を、簡素化を図るために、厚生労働大臣の認可を受けることにより、保険関係を一括する制度。（通常、本社に一括）

① 事業主が同一人であること
② 継続事業であること（有期事業は対象外）
③ 保険関係が次のいずれかに該当していること
・一元適用事業であって労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立していること
・二元適用事業であって労災保険に係る保険関係が成立していること
・二元適用事業であって雇用保険に係る保険関係が成立していること
④ 労災保険率表における事業の種類を同じくすること

［確認シート］法９条（継続事業の一括）

【条文】法９条（継続事業の一括）

事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であって、厚生労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があったときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

POINT!!

（趣旨）労災保険及び雇用保険の保険関係に係る制度。
本来ならば、個々の事業所ごとに行う保険関係の事務を、簡素化を図るために、厚生労働大臣の認可を受けることにより、保険関係を一括する制度。（通常、本社に一括）

① 事業主が同一人であること
② 継続事業であること（有期事業は対象外）
③ 保険関係が次のいずれかに該当していること
・一元適用事業であって労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立していること
・二元適用事業であって労災保険に係る保険関係が成立していること
・二元適用事業であって雇用保険に係る保険関係が成立していること
④ 労災保険率表における事業の種類を同じくすること

［暗記シート］法９条（継続事業の一括）

POINT!!

［本来ならば、個々の事業所ごとに保険関係の事務を行う］⇒事務処理が煩雑

（事例…本社を指定事業とした場合）

本社

支店

工場

継続事業一括申請書

所轄都道府県労働局長

指定を受けることを希望する事業に係る

厚生労働大臣の認可

指定事業

本社

支店

工場

被一括事業⇒それぞれの事業の保険関係は消滅

［確認シート］法９条（継続事業の一括）

POINT!!

［本来ならば、個々の事業所ごとに保険関係の事務を行う］⇒事務処理が煩雑

（事例…本社を指定事業とした場合）

本社　　継続事業一括申請書

支店　　工場

所轄都道府県労働局長

指定を受けることを希望する事業に係る

厚生労働大臣の認可

指定事業

本社

支店　　工場

被一括事業⇒それぞれの事業の保険関係は消滅

［暗記シート］法９条（継続事業の一括　認可後の手続）

POINT!!

変更を生じた日の翌日から起算して 10 日以内

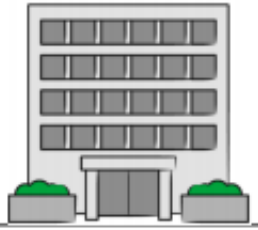

名称、所在地等変更届

指定事業：本社

所轄労働基準監督署長　又は　所轄公共職業安定所長

変更後遅滞なく

継続被一括事業名称・所在地変更届

指定事業以外：工場

「確定保険料申告書」を提出
被一括事業所の労働保険料の清算

所轄都道府県労働局長

指定事業に係る

所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長
経由

［確認シート］法９条（継続事業の一括　認可後の手続）

POINT!!

変更を生じた日の翌日から起算して 10 日以内

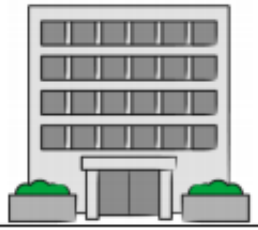

名称、所在地等変更届

指定事業：本社

所轄労働基準監督署長　又は　所轄公共職業安定所長

変更後遅滞なく

継続被一括事業名称・所在地変更届

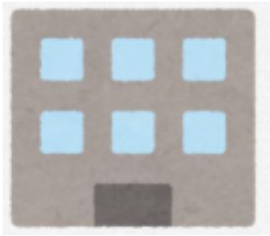

指定事業以外：工場

「確定保険料申告書」を提出
被一括事業所の労働保険料の清算

所轄都道府県労働局長

指定事業に係る

所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長
経由

2025 年版　社労士暗記シート　労働保険料徴収法

平成 31 年４月　法改正
①機械装置の組立・据付けの地域的制限の廃止（遠隔地でも可能に）
②「一括有期事業開始届」の廃止

［暗記シート］（一括のまとめ）

POINT!!

【有期事業の一括】	【継続事業の一括】	【請負事業の一括】	【下請負事業の分離】
法律上当然	事業主の申請 ＋ 厚生労働大臣の認可	法律上当然	事業主の申請 ＋ 厚生労働大臣の認可
労災のみ	労災＋雇用	労災のみ	
① 建設の事業 ② 立木の伐採の事業	一般的な事業	建設の事業のみ	
継続事業とみなす。	指定事業に一括	元請負人のみを その事業の事業主とみなす。	独立した下請負人をその事業の事業主とみなす。
規模要件あり	規模要件なし		規模要件あり

⇩

概算保険料の額が 160 万円未満　かつ
① 建設の事業
⇒請負金額が１億 8,000 万円未満
② 立木の伐採の事業
⇒素材の見込生産量が 1,000 ㎥未満

⇩

概算保険料の額が 160 万円以上
又は
請負金額が１億 8,000 万円以上

2025 年版　社労士暗記シート　労働保険料徴収法

平成 31 年４月　法改正
①機械装置の組立・据付けの地域的制限の廃止（遠隔地でも可能に）
②「一括有期事業開始届」の廃止

［確認シート］（一括のまとめ）

POINT!!

【有期事業の一括】	【継続事業の一括】	【請負事業の一括】	【下請負事業の分離】
法律上当然	事業主の申請 ＋ 厚生労働大臣の認可	法律上当然	事業主の申請 ＋ 厚生労働大臣の認可
労災のみ	労災＋雇用	労災のみ	
① 建設の事業 ② 立木の伐採の事業	一般的な事業	建設の事業のみ	
継続事業とみなす。	指定事業に一括	元請負人のみを その事業の事業主とみなす。	独立した下請負人をその事業の事業主とみなす。
規模要件あり	規模要件なし		規模要件あり

⇩

概算保険料の額が 160 万円未満　かつ
① 建設の事業
⇒請負金額が 1 億 8,000 万円未満
② 立木の伐採の事業
⇒素材の見込生産量が 1,000 ㎥未満

⇩

概算保険料の額が 160 万円以上
又は
請負金額が 1 億 8,000 万円以上

［暗記シート］法 10 条（労働保険料の種類）

POINT!!

特別加入保険料

【一般保険料】	【第一種特別加入保険料】	【第二種特別加入保険料】	【第三種特別加入保険料】	【印紙保険料】	【特例納付保険料】
通常の保険料	中小事業主等の特別加入者についての保険料	一人親方等の特別加入者についての保険料	海外派遣者の特別加入者についての保険料	日雇労働被保険者	特例対象者
労災保険・雇用保険	労災保険			雇用保険	雇用保険
事業主が労働者に支払う賃金総額を算定の基礎とする保険料	賃金総額を算定の基礎としない。			一般の保険料＋印紙保険料	遡及適用の特例

雇用保険に未加入とされた者に対して2年を超える遡及適用が行われた場合に支払う保険料（時効以前の雇用保険料）

［確認シート］法 10 条（労働保険料の種類）

POINT!!

特別加入保険料

【一般保険料】	【第一種特別加入保険料】	【第二種特別加入保険料】	【第三種特別加入保険料】	【印紙保険料】	【特例納付保険料】
通常の保険料	中小事業主等の特別加入者についての保険料	一人親方等の特別加入者についての保険料	海外派遣者の特別加入者についての保険料	日雇労働被保険者	特例対象者
労災保険・雇用保険	労災保険			雇用保険	雇用保険
事業主が労働者に支払う賃金総額を算定の基礎とする保険料	賃金総額を算定の基礎としない。			一般の保険料＋印紙保険料	遡及適用の特例

雇用保険に未加入とされた者に対して2年を超える遡及適用が行われた場合に支払う保険料（時効以前の雇用保険料）

［暗記シート］法 10 条（特例納付保険料）

POINT!!

特例納付保険料とは、雇用保険の遡及適用期間が延長される特例対象者に係る保険料

特例納付保険料：事業主が「雇用保険被保険者資格取得届」未提出等で遡及が２年を超える場合に納付する保険料

●具体例　A さんが入社したが、会社が「雇用保険被保険者資格取得届」を未提出

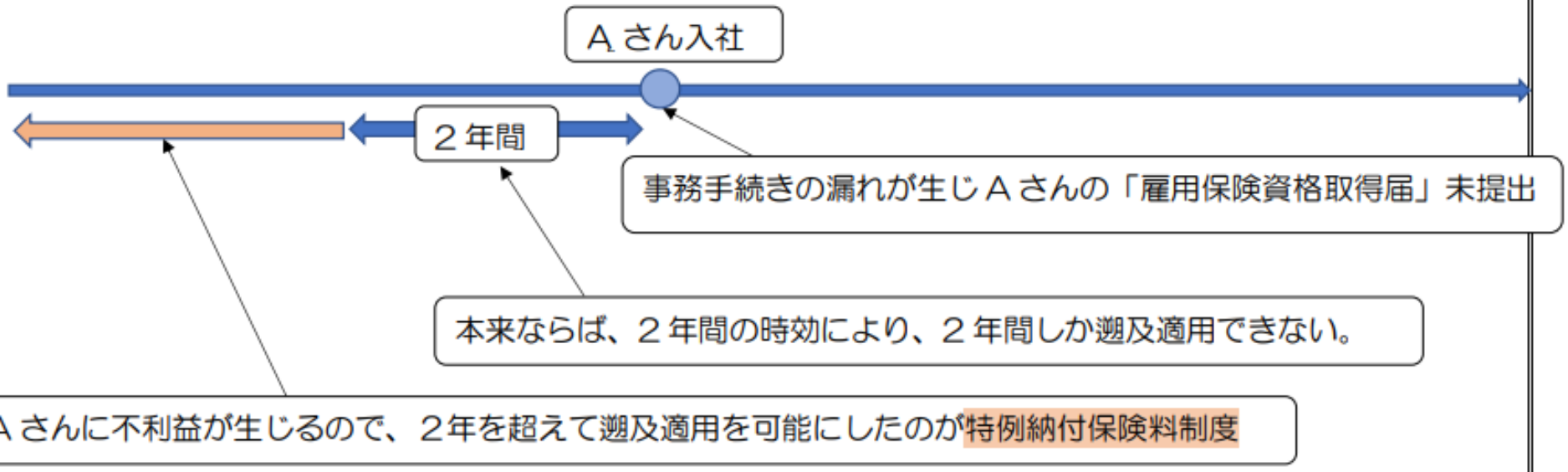

■事業主は、特例納付保険料の基本額に、100 分の 10 を乗じて得た額を支払う。

［確認シート］法 10 条（特例納付保険料）

POINT!!

特例納付保険料とは、雇用保険の遡及適用期間が延長される特例対象者に係る保険料

特例納付保険料：事業主が「雇用保険被保険者資格取得届」未提出等で遡及が２年を超える場合に納付する保険料

●具体例　A さんが入社したが、会社が「雇用保険被保険者資格取得届」を未提出

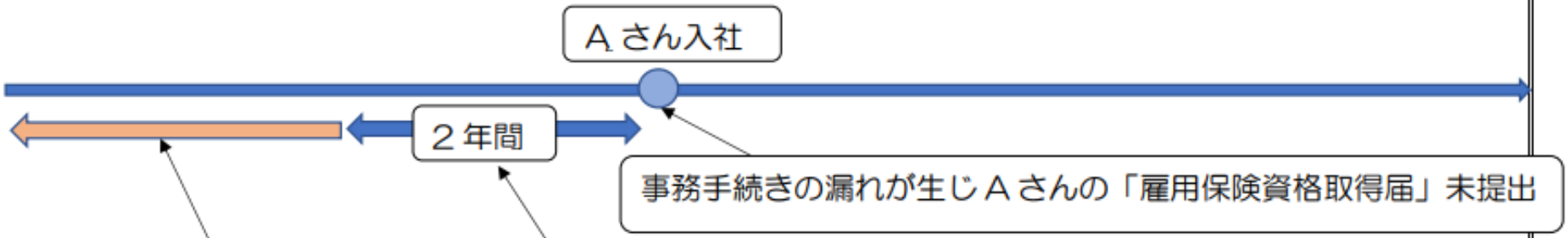

本来ならば、２年間の時効により、２年間しか遡及適用できない。

A さんに不利益が生じるので、２年を超えて遡及適用を可能にしたのが特例納付保険料制度

■事業主は、特例納付保険料の基本額に、100 分の 10 を乗じて得た額を支払う。

［暗記シート］法 11 条 1 項（一般保険料の額）

【条文】法 11 条 1 項（一般保険料の額）

① 一般保険料の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。
② ①の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

POINT!!

一般保険料の額＝賃金総額×一般保険料率

一般保険料率 ⇒ 労災保険率＋雇用保険率

賃金総額 ⇒ 事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額

［確認シート］法 11 条 1 項（一般保険料の額）

【条文】法 11 条 1 項（一般保険料の額）

① 一般保険料の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。
② ①の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

POINT!!

一般保険料の額＝賃金総額×一般保険料率

一般保険料率 ⇒ 労災保険率＋雇用保険率

賃金総額 ⇒ 事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額

［暗記シート］法 11 条２項（賃金総額算出の期間）

【条文】法 11 条２項（賃金総額）

賃金総額とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

POINT!!

【継続事業（一括有期事業含む）】	【有期事業】
保険年度	事業の開始から終了までの期間

●保険年度の中途に保険関係が成立⇒保険関係成立日～保険年度の末日
●保険年度の中途に保険関係が消滅⇒保険年度の初日～保険関係消滅の日の前日まで

［確認シート］法 11 条2項（賃金総額算出の期間）

【条文】法 11 条2項（賃金総額）

賃金総額とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

POINT!!

【継続事業（一括有期事業含む）】	【有期事業】
保険年度	事業の開始から終了までの期間

●保険年度の中途に保険関係が成立⇒保険関係成立日～保険年度の末日
●保険年度の中途に保険関係が消滅⇒保険年度の初日～保険関係消滅の日の前日まで

［暗記シート］法 11 条 2 項（賃金総額の特例　賃金総額を正確に算定するのが困難な場合…3パターン ）

POINT!!

労災保険に係る保険関係が成立している事業 ⇨ 下記①～③のいずれかの事業 ＋ 賃金総額を正確に算定することが困難な事業

- ①請負による建設 ⇨ 請負金額 × 労務費の額
- ②立木の伐採 ⇨ 所轄都道府県労働局長が定める素材１立方メートルを生産するために必要な労務費の額 × 生産するすべての素材の材積
- ③立木の伐採以外の林業・水産動植物の採捕又は養殖の事業 ⇨ 厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額 × それぞれの労働者の使用期間の総日数

［確認シート］法 11 条 2 項（賃金総額の特例　賃金総額を正確に算定するのが困難な場合…3パターン ）

POINT!!

労災保険に係る保険関係が成立している事業 ⇨ 下記①～③のいずれかの事業 ＋ 賃金総額を正確に算定することが困難な事業

①請負による建設	⇨	請負金額	×	労務費の額
②立木の伐採	⇨	所轄都道府県労働局長が定める 素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額	×	生産するすべての素材の材積
③立木の伐採以外の林業・水産動植物の採捕又は養殖の事業	⇨	厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額	×	それぞれの労働者の使用期間の総日数

［暗記シート］（事業主が注文者等から工事用資材の支給・機械等の貸与を受けた場合）

POINT!!

【原則】	【例外】
請負契約上の請負代金	① 事業主が注文者等から工事用資材の支給・機械器具等の貸与を受けた場合は、その価額・損料の額を請負代金に加算。 ② 機械装置の組立て・据付けの事業 機械装置等の支給や価額が請負代金に含まれている場合は、控除。

［確認シート］（事業主が注文者等から工事用資材の支給・機械等の貸与を受けた場合）

POINT!!

【原則】	【例外】
請負契約上の請負代金	① 事業主が注文者等から工事用資材の支給・機械器具等の貸与を受けた場合は、その価額・損料の額を請負代金に加算。 ② 機械装置の組立て・据付けの事業 機械装置等の支給や価額が請負代金に含まれている場合は、控除。

［確認シート］労災保険率の決定の基準（法 12 条２項）

【条文】法 12 条２項（労災保険率の決定の基準）

労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受ける全ての事業の過去３年間の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

POINT!!

■令和２年９月１日法改正（複数事業労働者に係る労災保険給付時の「賃金額の合算」と「負荷の総合的評価」

① 全ての就業先の賃金額を合算した額を基礎として保険給付額を決定すること

②１つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できること

［確認シート］労災保険率の決定の基準（法 12 条２項）

【条文】法 12 条２項（労災保険率の決定の基準）

労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受ける全ての事業の過去３年間の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

POINT!!

■令和２年９月１日法改正（複数事業労働者に係る労災保険給付時の「賃金額の合算」と「負荷の総合的評価」

① 全ての就業先の賃金額を合算した額を基礎として保険給付額を決定すること

②１つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できること

［暗記シート］法 12 条 2 項（労災保険率）

POINT!!

労災保険率

労災保険の保険給付に要する費用の予想額

社会復帰促進等事業に要する費用の予想額

将来に渡り、財政の均衡を保つことが必要

労災保険の適用を受けるすべての事業の過去３年間の
- 業務災害・通勤災害に係る災害率
- 二次健康診断等給付に要した費用の額
- 社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容等

上記を考慮して、厚生労働大臣が定める。

［確認シート］法 12 条2項（労災保険率）

POINT!!

労災保険率

労災保険の保険給付に要する費用の予想額

社会復帰促進等事業に要する費用の予想額

将来に渡り、財政の均衡を保つことが必要

労災保険の適用を受けるすべての事業の過去3年間の
- 業務災害・通勤災害に係る災害率
- 二次健康診断等給付に要した費用の額
- 社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容等

上記を考慮して、厚生労働大臣が定める。

［暗記シート］法 12 条 2 項（労災保険率）

POINT!!

【事業の種類】	【労災保険率】	
	【最高】	【最低】
54 区分	1,000 分の 88	1,000 分 2.5

［最高］…1,000 分の 88
- 金属工業・非金属工業（石灰石鉱業・ドロマイト工業を除く。）又は石灰鉱業

［最低］…1,000 分の 2.5
- 計量器・光学機械・時計等製造業（電気機械具製造業を除く）
- 通信業・放送業・新聞業又は出版業
- 金融業・保険業又は不動産業

■非業務災害率：労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去 3 年間の通勤災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率をいう。
災害度係数は現在 1,000 分の 0.6

■その他の各種事業は、1,000 分の 3

［確認シート］法 12 条2項（労災保険率）

POINT!!

【事業の種類】	【労災保険率】	
	【最高】	【最低】
54 区分	1,000 分の 88	1,000 分 2.5

［最高］…1,000 分の 88
● 金属工業・非金属工業（石灰石鉱業・ドロマイト工業を除く。）又は石灰鉱業

［最低］…1,000 分の 2.5
● 計量器・光学機械・時計等製造業（電気機械具製造業を除く）
● 通信業・放送業・新聞業又は出版業
● 金融業・保険業又は不動産業

■非業務災害率：労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去 3 年間の通勤災害に係る災害率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率をいう。
災害度係数は現在 1,000 分の 0.6

■その他の各種事業は、1,000 分の 3

［暗記シート］雇用保険率　（令和６年　法改正）

POINT!!

（１）法本来の雇用保険率

（A）**失業等給付費等**充当徴収保険料	（B）**育児休業給付費**充当徴収保険料	（C）**二事業費**充当徴収保険料
⇒失業等給付費及び就職支援法事業に要する費用に対応する率のこと。	⇒育児休業給付に要する費用に対応する部分の率のこと。	⇒雇用安定事業及び能力開発事業（就業支援法事業に係るものを除く）に要する費用に対応する部分の率のこと。

	雇用保険率（A+B+C）	（A）失業等給付費等 充当徴収保険率	（B）育児休業給付費 充当徴収保険料	（C）二事業費 充当徴収保険料
一般の事業	16.5／1,000	8／1,000	5／1,000	3.5／1,000
農林水産業／清酒製造業	18.5／1,000	10／1,000		3.5／1,000
建設の事業	19.5／1,000	10／1,000		4.5／1,000
負担	合計	労使折半負担		事業主負担

※農林水産業のうち下記は、一般の事業と同率
⇒①牛馬育成・酪農・養鶏・養豚の事業　②園芸サービスの事業　③内水面養殖の事業　④船員が雇用される事業

［暗記シート］　雇用保険率　（令和６年　法改正）

POINT!!

（１）法本来の雇用保険率

（A）**失業等給付費等**充当徴収保険料	（B）**育児休業給付費**充当徴収保険料	（C）**二事業費**充当徴収保険料
⇒失業等給付費及び就職支援法事業に要する費用に対応する率のこと。	⇒育児休業給付に要する費用に対応する部分の率のこと。	⇒雇用安定事業及び能力開発事業（就業支援法事業に係るものを除く）に要する費用に対応する部分の率のこと。

	雇用保険率（A+B+C）	（A）失業等給付費等 充当徴収保険率	（B）育児休業給付費 充当徴収保険料	（C）二事業費 充当徴収保険料
一般の事業	16.5／1,000	8／1,000	5／1,000	3.5／1,000
農林水産業／清酒製造業	18.5／1,000	10／1,000		3.5／1,000
建設の事業	19.5／1,000	10／1,000		4.5／1,000
負担	合計	労使折半負担		事業主負担

※農林水産業のうち下記は、一般の事業と同率
⇒①牛馬育成・酪農・養鶏・養豚の事業　②園芸サービスの事業　③内水面養殖の事業　④船員が雇用される事業

［暗記シート］雇用保険率の弾力的変更（令和６年　法改正）

POINT!!

（２）雇用保険率の弾力的変更

法本来の雇用保険率は、毎年度、雇用保険事業に係る財政状況に応じて、下記のように変更することができる。

①失業等給付費等充当徴収保険料率の弾力的変更

有効期間	変更範囲	手続き
１年以内の期間	一定の場合、法本来の率を ±1,000 分の４の範囲内で変更可能	厚生労働大臣が、労働政策審議会の意見を聴く

②育児休業給付費充当徴収保険料率の弾力的変更

有効期間	変更範囲	手続き
１年以内の期間	一定の場合、この率を 1,000 分の４とすることが可能	厚生労働大臣が、労働政策審議会の意見を聴く

③二事業費充当徴収保険料率の弾力的変更

有効期間	変更範囲	手続き
（ア）１年間 （イ）１年以内の期間	（ア）一定の場合、法本来の率から 1,000 分の 0.5 引き下げる （イ）上記の場合、（ア）により引き下げた率から、さらに 1,000 分の 0.5 引き下げることが可能	左記（イ）の場合 ⇒厚生労働大臣が、労働政策審議会の意見を聴く

［確認シート］雇用保険率の弾力的変更（令和６年　法改正）

POINT!!

（２）雇用保険率の弾力的変更

法本来の雇用保険率は、毎年度、雇用保険事業に係る財政状況に応じて、下記のように変更することができる。

①失業等給付費等充当徴収保険料率の弾力的変更

有効期間	変更範囲	手続き
１年以内の期間	一定の場合、法本来の率を ±1,000 分の４の範囲内で変更可能	厚生労働大臣が、労働政策審議会の意見を聴く

②育児休業給付費充当徴収保険料率の弾力的変更

有効期間	変更範囲	手続き
１年以内の期間	一定の場合、この率を 1,000 分の４とすることが可能	厚生労働大臣が、労働政策審議会の意見を聴く

③二事業費充当徴収保険料率の弾力的変更

有効期間	変更範囲	手続き
（ア）１年間 （イ）１年以内の期間	（ア）一定の場合、法本来の率から 1,000 分の 0.5 引き下げる （イ）上記の場合、（ア）により引き下げた率から、さらに 1,000 分の 0.5 引き下げることが可能	左記（イ）の場合 ⇒厚生労働大臣が、労働政策審議会の意見を聴く

［暗記シート］（特別加入保険料）

POINT!!

【第１種特別加入保険料】	【第２種特別加入保険料】	【第３種特別加入保険料】
中小事業主等	一人親方等	海外派遣者
	1,000 分の３～1,000 分の 52	1,000 分の３

⇩

その事業に適用される労災保険率と同一の率から、労災保険法の適用を受ける全ての事業の過去３年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率（現在０）を減じた率

■計算式

特別加入保険料の額　＝　保険料算定基礎額の総額×特別加入保険料率

⇩

特別加入者には、賃金という概念がないので、保険給付の算定の基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき都道府県労働局長が決定。

⇩

給付基礎日額 25,000 円から 3,500 円（家内労働者の場合は、さらに 3,000 円から 2,000 円）の 19 区分の給付基礎日額から特別加入者の希望に応じて決まる。

［確認シート］（特別加入保険料）

POINT!!

【第１種特別加入保険料】	【第２種特別加入保険料】	【第３種特別加入保険料】
中小事業主等	一人親方等	海外派遣者
	1,000 分の 3 ～1,000 分の 52	1,000 分の 3

その事業に適用される労災保険率と同一の率から、労災保険法の適用を受ける全ての事業の過去 3 年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率（現在０）を減じた率

■計算式

特別加入保険料の額　＝　保険料算定基礎額の総額×特別加入保険料率

特別加入者には、賃金という概念がないので、保険給付の算定の基礎となる給付基礎日額は、特別加入者の希望に基づき都道府県労働局長が決定。

給付基礎日額 25,000 円から 3,500 円（家内労働者の場合は、さらに 3,000 円から 2,000 円）の 19 区分の給付基礎日額から特別加入者の希望に応じて決まる。

［暗記シート］（継続事業に係る概算保険料の納付）

【条文】法 15 条（概算保険料の納付）

事業主は、保険年度ごとに、保険年度の6月1日から 40 日以内（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日から 50 日以内）に納付しなければならない。

POINT!!

継続事業に係る概算保険料の納付

【継続事業】	【有期事業】
■保険年度の６月１日から起算して 40 日以内（７月 10 日） ■保険年度中途成立の場合 ⇒保険関係成立日の翌日から起算して 50 日以内	■保険関係が成立した日の翌日から起算して 20 日以内

■概算保険料は、「概算保険料申告書」に添えて、「納付書」により申告・納付

［確認シート］（継続事業に係る概算保険料の納付）

【条文】法 15 条（概算保険料の納付）

事業主は、保険年度ごとに、保険年度の6月1日から 40 日以内（保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日から 50 日以内）に納付しなければならない。

POINT!!

継続事業に係る概算保険料の納付

【継続事業】	【有期事業】
■保険年度の６月１日から起算して 40 日以内（７月 10 日） ■保険年度中途成立の場合 ⇒保険関係成立日の翌日から起算して 50 日以内	■保険関係が成立した日の翌日から起算して 20 日以内

■概算保険料は、「概算保険料申告書」に添えて、「納付書」により申告・納付

［暗記シート］（概算保険料申告書の納付先・概算保険料の納付先）

POINT!!

【一般保険料】	
・一元適用（労働保険事務組合委託なし） ・二元適用で労災保険に係る保険関係が成立	・一元適用（労働保険事務組合委託あり） ・二元適用で雇用保険に係る保険関係が成立
【特別加入保険料】	
・二元適用事業についての第１種特別加入保険料 ・第２種特別加入保険料 ・第３種特別加入保険料	・一元適用事業についての第１種特別加入保険料

【書類】　概算保険料申告書の申告先　⇒所轄都道府県労働局歳入徴収官	
経由…日本銀行・所轄労働基準監督署	経由…日本銀行

【現金】　概算保険料の納付先　⇒所轄都道府県労働局収入官吏	
・日本銀行 ・都道府県労働局労働保険特別会計収入官吏 ・労働基準監督署労働保険特別会計収入官吏*	・日本銀行 ・都道府県労働局労働保険特別会計収入官吏

■申告・納付を公共職業安定所を経由して行うことはできない。
■申告を年金事務所（日本年金機構）を経由して行うことができる場合
⇒継続事業で労働保険事務組合に労働保険の事務を委託していない事業で、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用事業の事業主が６月１日～40 日以内に一般保険料に係る申告書を提出する場合（つまり、「算定基礎届」と同時）

［確認シート］（概算保険料申告書の納付先・概算保険料の納付先）

POINT!!

【一般保険料】	
・一元適用（労働保険事務組合委託なし） ・二元適用で労災保険に係る保険関係が成立	・一元適用（労働保険事務組合委託あり） ・二元適用で雇用保険に係る保険関係が成立
【特別加入保険料】	
・二元適用事業についての第１種特別加入保険料 ・第２種特別加入保険料 ・第３種特別加入保険料	・一元適用事業についての第１種特別加入保険料

【書類】　概算保険料申告書の申告先　⇒所轄都道府県労働局歳入徴収官	
経由…日本銀行・所轄労働基準監督署	経由…日本銀行

【現金】　概算保険料の納付先　⇒所轄都道府県労働局収入官吏	
・日本銀行 ・都道府県労働局労働保険特別会計収入官吏 ・労働基準監督署労働保険特別会計収入官吏*	・日本銀行 ・都道府県労働局労働保険特別会計収入官吏

■申告・納付を公共職業安定所を経由して行うことはできない。
■申告を年金事務所（日本年金機構）を経由して行うことができる場合
⇒継続事業で労働保険事務組合に労働保険の事務を委託していない事業で、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用事業の事業主が６月１日～40 日以内に一般保険料に係る申告書を提出する場合（つまり、「算定基礎届」と同時）

［暗記シート］（継続事業の納付額（一括有期事業含む））

POINT!!

■一般保険料

一般保険料＝当該保険年度の賃金総額の見込額×一般保険料率

1,000 円未満切り捨て

■例外…賃金総額見込額が、直前の保険年度の賃金総額の 100 分の 50 以上 100 分の 200 以下の範囲内の場合

前年度の賃金総額　×　一般保険料率

前年度（A 年度）の賃金総額の 100 分の 50 以上 200 以下の範囲内⇒3,560 万円を使用

［具体例］

A 年度の賃金総額（確定）	B 年度賃金総額（概算）	B 年度の概算の賃金総額
（例①）3,560 万円	4,200 万円	3,560 万円を使用
（例②）3,560 万円	7,500 万円	7,500 万円を使用

前年度（A 年度）の賃金総額の 100 分の 50 以上 100 分の 200 以下の範囲外⇒7,500 万円を使用

［確認シート］（継続事業の納付額（一括有期事業含む））

POINT!!

■一般保険料

一般保険料＝当該保険年度の賃金総額の見込額×一般保険料率

1,000 円未満切り捨て

■例外…賃金総額見込額が、直前の保険年度の賃金総額の 100 分の 50 以上 100 分の 200 以下の範囲内の場合

前年度の賃金総額　×　一般保険料率

前年度（A 年度）の賃金総額の 100 分の 50 以上 200 以下の範囲内⇒3,560 万円を使用

［具体例］

A 年度の賃金総額（確定）	B 年度賃金総額（概算）	B 年度の概算の賃金総額
（例①）3,560 万円	4,200 万円	3,560 万円を使用
（例②）3,560 万円	7,500 万円	7,500 万円を使用

前年度（A 年度）の賃金総額の 100 分の 50 以上 100 分の 200 以下の範囲外⇒7,500 万円を使用

［暗記シート］（有期事業の納付額）

POINT!!

1,000 円未満切り捨て

一般保険料＝賃金総額の見込額 × 一般保険料率

事業が予定される全期間の賃金総額の見込額

有期事業は、労災保険のみ。従って、一般保険料率＝労災保険率

［確認シート］（有期事業の納付額）

POINT!!

1,000円未満切り捨て

一般保険料＝賃金総額の見込額 × 一般保険料率

事業が予定される全期間の賃金総額の見込額

有期事業は、労災保険のみ。従って、一般保険料率＝労災保険率

［暗記シート］（延納の要件）

POINT!!

■延納制度の趣旨

概算保険料の納付は、一括での納付が原則ですが、事業主としては、保険料の納付が負担になるので、一定の要件に該当した場合、年３回を限度に分割納付ができる規定。（継続事業の場合）

■一定の要件

【継続事業】	【有期事業】
① 下記の（A）（B）いずれかに該当 （A）概算保険料の額が 40 万円以上 （労災保険又は雇用保険のみが成立している事業については 20 万円以上であること） （B）労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していること	① 下記の（A）（B）いずれかに該当 （A）概算保険料の額が 75 万円以上であること （B）労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していること
② 年度の途中で成立の場合は、10 月１日以降に保険関係が成立したものでないこと	② 事業の全期間が ６カ月以上あること
③ 事業主が概算保険料申告書提出の際に延納の申請を行っていること	③ 事業主が概算保険料申告書提出の際に延納の申請を行っていること

■労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合は、金額不問

［確認シート］（延納の要件）

POINT!!

■延納制度の趣旨

概算保険料の納付は、一括での納付が原則ですが、事業主としては、保険料の納付が負担になるので、一定の要件に該当した場合、年３回を限度に分割納付ができる規定。（継続事業の場合）

■一定の要件

【継続事業】	【有期事業】
① 下記の（A）（B）いずれかに該当 （A）概算保険料の額が 40 万円 以上 （労災保険又は雇用保険のみが成立している事業については 20 万円 以上であること） （B）労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していること ② 年度の途中で成立の場合は、10 月 1 日 以降に保険関係が成立したものでないこと ③ 事業主が概算保険料申告書提出の際に延納の申請を行っていること	① 下記の（A）（B）いずれかに該当 （A）概算保険料の額が 75 万円 以上であること （B）労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していること ② 事業の全期間が 6 カ月 以上あること ③ 事業主が概算保険料申告書提出の際に延納の申請を行っていること

■労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合は、金額不問

［暗記シート］（延納可能な概算保険料）

POINT!!

① 概算保険料（認定決定分を含む）

② 増加概算保険料

③ 概算保険料の追加徴収

■延納不可…確定保険料

［確認シート］（延納可能な概算保険料）

POINT!!

① 概算保険料（認定決定分を含む）

② 増加概算保険料

③ 概算保険料の追加徴収

■延納不可…確定保険料

〒

［暗記シート］（延納の納期限の覚え方　継続事業の場合）

POINT!!

継続事業の延納の納期限の覚え方
① 下記のように、カレンダーを作成
② ７月から左下に降ろした数字が納期限の月

期				
１期	４月	５月	６月	７月
２期	８月	９月	１０月	１１月
３期	１２月	１月	２月	３月

納期限	
７/１０	
１０/３１	１１/１４
１/３１	２/１４

労働保険事務組合に委託している場合の第２期と３期は、＋14 日が納期限

［確認シート］（延納の納期限の覚え方　継続事業の場合）

POINT!!

継続事業の延納の納期限の覚え方
① 下記のように、カレンダーを作成
② ７月から左下に降ろした数字が納期限の月

期				
１期	4月	5月	6月	7月
２期	8月	9月	１０月	１１月
３期	１２月	１月	2月	3月

納期限	
7/１０	
１０/３１	１１/１４
１/３１	2/１４

労働保険事務組合に委託している場合の第２期と３期は、＋14日が納期限

［暗記シート］（継続事業　延納が出来ない場合）

POINT!!

■10 月１日以降に保険関係が成立した継続事業に関しては、当該年度においては延納することはできません。

１０月～翌年の３月までに保険関係が成立した場合（グレー地の部分）は、年度も残すところ半年なので、延納不可。

１期	４月	５月	６月	７月
２期	８月	９月	１０月	１１月
３期	１２月	１月	２月	３月

［確認シート］（継続事業　延納が出来ない場合）

POINT!!

■１０月１日以降に保険関係が成立した継続事業に関しては、当該年度においては延納することはできません。

１０月～翌年の３月までに保険関係が成立した場合（グレー地の部分）は、年度も残すところ半年なので、延納不可。

１期	４月	５月	６月	７月
２期	８月	９月	１０月	１１月
３期	１２月	１月	２月	３月

［暗記シート］（延納の納期限の覚え方　有期事業の場合）

POINT!!

有期事業の延納の納期限の覚え方…下記の３枚のカードを覚えて、保険関係成立日の属する期間から順に並べます。

4/1～7/31（3/31）　8/1～11/30（10/31）　12/1～3/31（1/31）

具体例①…８月１０日に保険関係成立し、翌年の１２月２０日に事業終了の場合

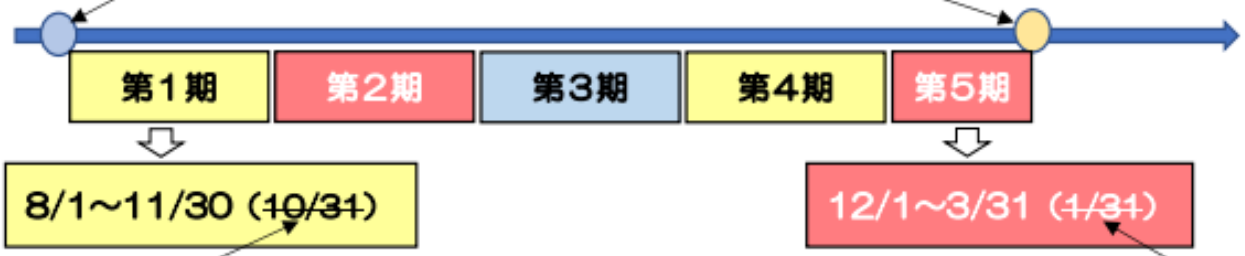

8/1～11/30（~~10/31~~）

保険関係成立の日の翌日から起算して 20 日以内
⇒８月 30 日が第１期の納期限

12/1～3/31（~~1/31~~）

保険関係消滅の日から起算して５０日以内（当日起算）
⇒２月７日が第５期の納期限

■８月１０日からその日の属する期の末日（11 月 30）までの間が 2 カ月を超えるので、そのまま 第１期として使用します。
最初の期（つまり 第１ 期）の納期限は、保険関係成立の日の翌日から起算して 20 日以内なので、８月 30 日が第１期の納期限になります。第２期、３期、４期は、継続事業の延納と同じ納期限になります。
第５期は、保険関係消滅の日から起算して５０日以内（当日起算）になります。
■有期事業の場合、労働保険事務組合に委託していない場合の＋14 日の規定はありません。

［確認シート］（延納の納期限の覚え方　有期事業の場合）

POINT!!

有期事業の延納の納期限の覚え方…下記の３枚のカードを覚えて、保険関係成立日の属する期間から順に並べます。

4/1～7/31（3/31）　8/1～11/30（10/31）　12/1～3/31（1/31）

具体例①…８月１０日に保険関係成立し、翌年の１２月２０日に事業終了の場合

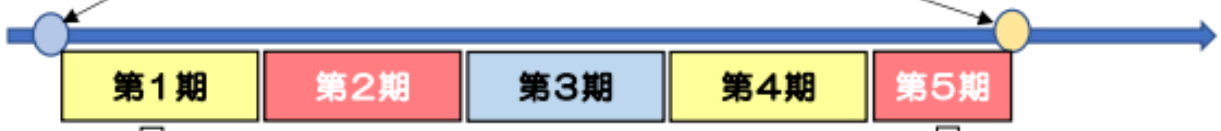

8/1～11/30（~~10/31~~）

保険関係成立の日の翌日から起算して 20 日以内
⇒８月 30 日が第１期の納期限

12/1～3/31（~~1/31~~）

保険関係消滅の日から起算して５０日以内（当日起算）
⇒２月７日が第５期の納期限

■８月１０日からその日の属する期の末日（11 月 30）までの間が 2 カ月を超えるので、そのまま 第１期として使用します。
最初の期（つまり 第 1 期）の納期限は、保険関係成立の日の翌日から起算して 20 日以内なので、８月 30 日が第 1 期の納期限になります。第２期、３期、４期は、継続事業の延納と同じ納期限になります。
第５期は、保険関係消滅の日から起算して５０日以内（当日起算）になります。
■有期事業の場合、労働保険事務組合に委託していない場合の＋14 日の規定はありません。

［暗記シート］法 16 条（増加概算保険料）

例えば、大幅に従業員を雇用した場合（賃金総額増）や吸収合併により人員が増加した場合等

【条文】法 16 条（増加概算保険料）

事業主は、下記①、②により、賃金総額の見込額が増加した場合において厚生労働省令で定める要件に該当するときは、その日から 30 日以内に、増加後の見込額に基づく労働保険料の額と納付した労働保険料の額との差額を、その額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならない。

POINT!!

① 賃金総額等の増加	② 一般保険料率の変更

増加後（変更後）の見込額が、増加前（変更前）の見込額が

100 分の 200 を超え　かつ　増加後（変更後）の見込額と既に納付した概算保険料の額との差が 13 万円以上の場合

① 賃金総額又は特別加入者に係る保険料算定基礎額の総額の見込み額が増加した場合
② 一つの保険関係であった事業所が、両保険の保険関係に至り、一般保険料率が上がった場合

⇩

年度更新の際に申告した賃金総額の見込額が一定額以上増加

⇩

増加が見込まれた日の翌日から起算して、30 日以内に増加概算保険料の申告・納付が必要

「増加した日」ではなく「増加が見込まれた日」

［確認シート］法 16 条（増加概算保険料）

例えば、大幅に従業員を雇用した場合（賃金総額増）や吸収合併により人員が増加した場合等

【条文】法 16 条（増加概算保険料）

事業主は、下記①、②により、賃金総額の見込額が増加した場合において厚生労働省令で定める要件に該当するときは、その日から 30 日以内に、増加後の見込額に基づく労働保険料の額と納付した労働保険料の額との差額を、その額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて納付しなければならない。

POINT!!

① 賃金総額等の増加	② 一般保険料率の変更

増加後（変更後）の見込額が、増加前（変更前）の見込額が

100 分の 200 を超え　かつ　増加後（変更後）の見込額と既に納付した概算保険料の額との差が 13 万円以上の場合

① 賃金総額又は特別加入者に係る保険料算定基礎額の総額の見込み額が増加した場合
② 一つの保険関係であった事業所が、両保険の保険関係に至り、一般保険料率が上がった場合

⇩

年度更新の際に申告した賃金総額の見込額が一定額以上増加

⇩

増加が見込まれた日の翌日から起算して、30 日以内に増加概算保険料の申告・納付が必要

「増加した日」ではなく「増加が見込まれた日」

［暗記シート］法 17 条（概算保険料の追加徴収）

【条文】法 17 条（概算保険料の追加徴収）

① 政府は、一般保険料率、第一種特別加入保険料率、第二種特別加入保険料率又は第三種特別加入保険料率の引上げを行ったときは、労働保険料を追加徴収する。
② 政府は、①項の規定により労働保険料を追加徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき労働保険料の額を通知しなければならない。

POINT!!

雇用保険率の弾力的変更に伴い、保険料率が引き上げられた場合

⇩

徴収金額の多少にかかわらず、概算保険料を追加徴収

納期限：通知を発する日から起算して 30 日を経過した日
「納付書」により納付

「増加概算保険料」と同じ 30 日

■引上げの場合のみ（引き下げなし）
■概算保険料に対する追加徴収（確定保険料に対する追加徴収はない。）
■所轄都道府県労働局歳入徴収官が「納付書」により通知
■納期限は、通知を発する日から起算して 30 日を経過した日

［確認シート］法 17 条（概算保険料の追加徴収）

【条文】法 17 条（概算保険料の追加徴収）

① 政府は、一般保険料率、第一種特別加入保険料率、第二種特別加入保険料率又は第三種特別加入保険料率の引上げを行ったときは、労働保険料を追加徴収する。
② 政府は、①項の規定により労働保険料を追加徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき労働保険料の額を通知しなければならない。

POINT!!

雇用保険率の弾力的変更に伴い、保険料率が引き上げられた場合

⇩

徴収金額の多少にかかわらず、概算保険料を追加徴収

納期限：通知を発する日から起算して 30 日を経過した日
「納付書」により納付

「増加概算保険料」と同じ 30 日

■引上げの場合のみ（引き下げなし）
■概算保険料に対する追加徴収（確定保険料に対する追加徴収はない。）
■所轄都道府県労働局歳入徴収官が「納付書」により通知
■納期限は、通知を発する日から起算して 30 日を経過した日

［暗記シート］（増加概算保険料と概算保険料の追加徴収のまとめ）

POINT!!

増加概算保険料と概算保険料の追加徴収

【増加概算保険料】	【概算保険料の追加徴収】
起算日： ① 賃金総額の増加が見込まれた日 ② 一般保険料率の変更の日	起算日：通知を発する日
納付期日：30 日以内（翌日起算）	
所轄都道府県労働局歳入徴収官が「納付書」により通知	

［確認シート］（増加概算保険料と概算保険料の追加徴収のまとめ）

POINT!!

増加概算保険料と概算保険料の追加徴収

【増加概算保険料】	【概算保険料の追加徴収】
起算日： ① 賃金総額の増加が見込まれた日 ② 一般保険料率の変更の日	起算日：通知を発する日
納付期日：30 日以内（翌日起算）	
所轄都道府県労働局歳入徴収官が「納付書」により通知	

［暗記シート］法 19 条（確定保険料の納付…継続事業（一括有期事業を含む）・有期事業）

【条文】法 19 条（確定保険料の納付）

事業主は、保険年度ごとに、確定保険料申告書を、次の保険年度の6月1日から 40 日以内（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日から 50 日以内）に提出しなければならない。

POINT!!

6月1日～7月 10 日

■継続事業（一括有期含む）

4/1　3/31　4/1　3/31

A 年度　B 年度　C 年度

A 年度の確定保険料の申告・納付
＋
B 年度の概算保険料の申告・納付

■有期事業

保険関係が成立した日から 20 日以内（翌日起算）
「概算保険料の申告・納付」

保険関係成立　保険関係消滅

有期事業

保険関係が消滅した日から 50 日以内（当日起算）
「確定保険料の申告・納付」

［確認シート］法 19 条（確定保険料の納付…継続事業（一括有期事業を含む）・有期事業）

【条文】法 19 条（確定保険料の納付）

事業主は、保険年度ごとに、確定保険料申告書を、次の保険年度の6月1日から 40 日以内（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日から 50 日以内）に提出しなければならない。

POINT!!

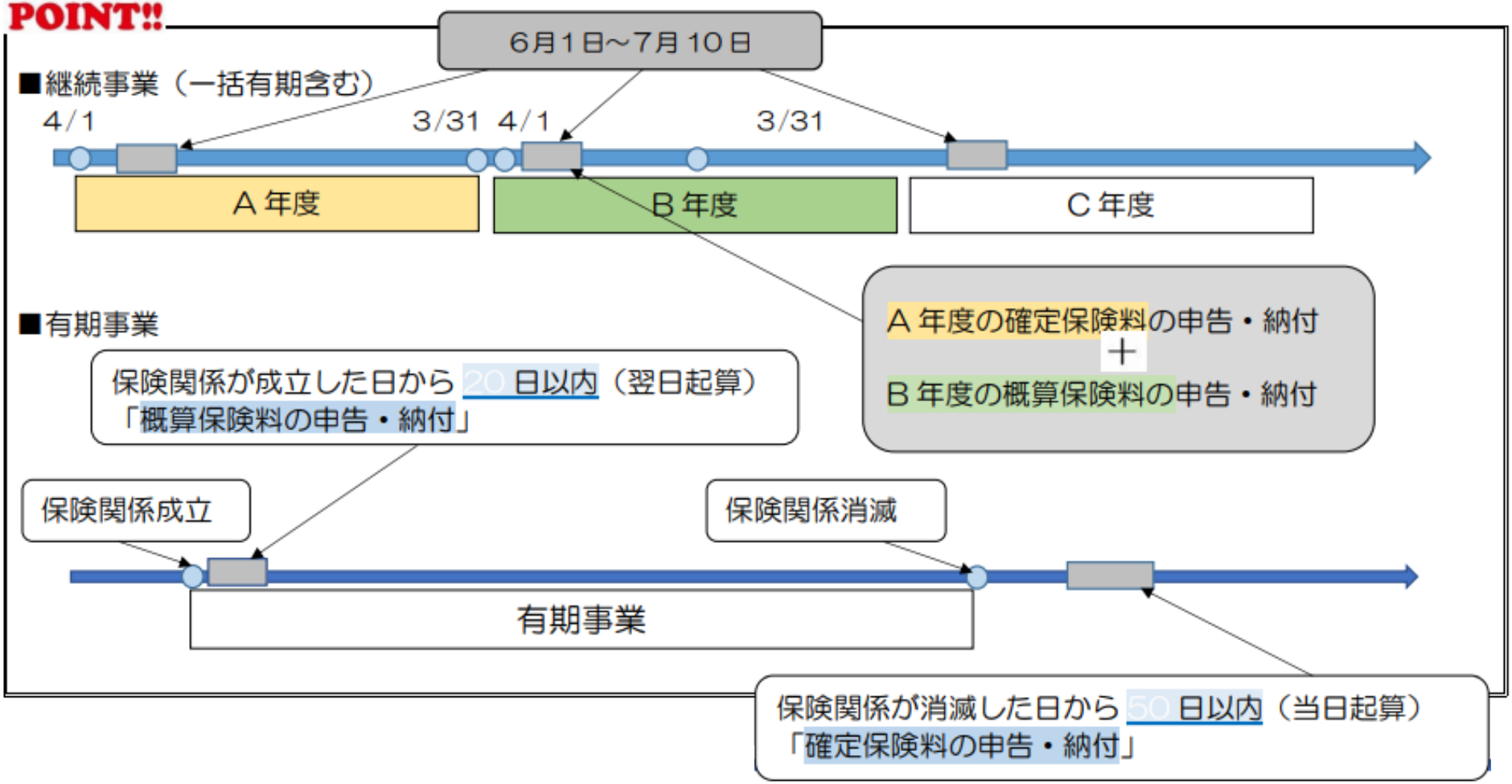

［暗記シート］則 36 条・37 条（還付及び充当の流れ）

POINT!!

■年度更新の際に、確定保険料に比べて概算保険料が多い場合

概算保険料の額 ＞ 確定保険料の額

還付	充当
●事業主が確定保険料を申告する際 ●認定決定の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に還付を請求した場合	●事業主から還付の請求がない場合

⇩

官署支出官 又は 資金前渡官吏は、
その超過額を還付

⇩

歳入徴収官が 次の保険年度の概算保険料又は
未納の労働保険料等に充当

⇩

歳入徴収官は、充当したときは、
その旨を通知しなければならない。

充当した旨を通知することにより
事業主からの二重払いを防止

■資金前渡官吏：所轄都道府県労働局資金前渡官吏
■歳入徴収官：所轄都道府県労働局歳入徴収官

［確認シート］則 36 条・37 条（還付及び充当の流れ）

POINT!!

■年度更新の際に、確定保険料に比べて概算保険料が多い場合

概算保険料の額 ＞ 確定保険料の額

還付	充当
●事業主が確定保険料を申告する際 ●認定決定の通知を受けた日の翌日から起算して10 日以内に還付を請求した場合	●事業主から還付の請求がない場合
⇩	⇩
官署支出官 又は 資金前渡官吏は、その超過額を還付	歳入徴収官が 次の保険年度の概算保険料又は未納の労働保険料等に充当
	⇩
	歳入徴収官は、充当したときは、その旨を通知しなければならない。
	充当した旨を通知することにより事業主からの二重払いを防止

■資金前渡官吏：所轄都道府県労働局資金前渡官吏
■歳入徴収官：所轄都道府県労働局歳入徴収官

［暗記シート］法 23 条（印紙保険料の納付）

【条文】法 23 条（印紙保険料の納付）

① 事業主は、日雇労働被保険者に賃金を支払う都度その者に係る印紙保険料を納付しなければならない。
② 事業主が、日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙をはり、これに消印して行わなければならない。

POINT!!

【第１級】	【第２級】	【第３級】
賃金日額：11,300 円以上	賃金日額：8,200 円以上～11,300 円未満	賃金日額：8,200 円未満
印紙保険料：176 円	印紙保険料：146 円	印紙保険料：96 円

■印紙保険料は、事業主と被保険者が２分の１ずつ負担し、日雇労働被保険者１人につき、１日当たりの金額

■印紙保険料の納付方法
印紙保険料は、日雇労働被保険者を雇用する事業主が、一般保険料のほかに納付するもの。
事業主と被保険者が２分の１ずつ負担し、日雇労働被保険者に賃金を支払う都度行います。

■納付方法…２種類

手帳方式（雇用保険印紙の添付）による方法

印紙保険料納付計器による方法

［確認シート］法 23 条（印紙保険料の納付）

【条文】法 23 条（印紙保険料の納付）

① 事業主は、日雇労働被保険者に賃金を支払う都度その者に係る印紙保険料を納付しなければならない。
② 事業主が、日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙をはり、これに消印して行わなければならない。

POINT!!

【第１級】	【第２級】	【第３級】
賃金日額：11,300 円以上	賃金日額：8,200 円以上～11,300 円未満	賃金日額：8,200 円未満
印紙保険料：176 円	印紙保険料：146 円	印紙保険料：96 円

■印紙保険料は、事業主と被保険者が２分の１ずつ負担し、日雇労働被保険者１人につき、１日当たりの金額

■印紙保険料の納付方法
印紙保険料は、日雇労働被保険者を雇用する事業主が、一般保険料のほかに納付するもの。
事業主と被保険者が２分の１ずつ負担し、日雇労働被保険者に賃金を支払う都度行います。

■納付方法…２種類

手帳方式（雇用保険印紙の添付）による方法

印紙保険料納付計器による方法

［暗記シート］（雇用保険印紙…手帳方式と印紙保険料納付計器方式）

POINT!!

【原則…手帳方式】	【例外…計器方式】
日雇労働被保険者手帳に「雇用保険印紙」を貼付して消印する方法	印紙保険料納付計器による納付方法
日雇労働者から日雇労働被保険者手帳の提出を受け、雇用保険印紙を添付して消印をする方法のために、１度に多くの日雇いを使用する場合には適さない。	機械で処理するために事務の負担が大幅に軽減。大量の人員に対して対応可能。

■印紙保険料納付計器

印紙保険料納付計器を設置する場合 ⇨ 厚生労働大臣の承認が必要

厚生労働大臣の承認を受けるためには、「印紙保険料納付計器設置承認申請書」を所轄の公共職業安定所長経由「都道府県労働局歳入徴収官」に提出

■印紙保険料納付計器を使用する前には、あらかじめ納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官から「始動票札」の交付を受ける必要があります。
■「始動票札」とは、納付計器を開始するために必要なカード（票札）のイメージです。

［確認シート］（雇用保険印紙…手帳方式と印紙保険料納付計器方式）

POINT!!

【原則…手帳方式】	【例外…計器方式】
日雇労働被保険者手帳に「雇用保険印紙」を貼付して消印する方法	印紙保険料納付計器による納付方法
日雇労働者から日雇労働被保険者手帳の提出を受け、雇用保険印紙を添付して消印をする方法のために、１度に多くの日雇いを使用する場合には適さない。	機械で処理するために事務の負担が大幅に軽減。大量の人員に対して対応可能。

■印紙保険料納付計器

印紙保険料納付計器を設置する場合 ⇨ 厚生労働大臣の承認が必要

厚生労働大臣の承認を受けるためには、「印紙保険料納付計器設置承認申請書」を所轄の公共職業安定所長経由「都道府県労働局歳入徴収官」に提出

■印紙保険料納付計器を使用する前には、あらかじめ納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官から「始動票札」の交付を受ける必要があります。

■「始動票札」とは、納付計器を開始するために必要なカード（票札）のイメージです。

［暗記シート］（雇用保険印紙の購入の流れ）

POINT!!

「雇用保険印紙購入通帳」の交付「雇用保険印紙」の購入

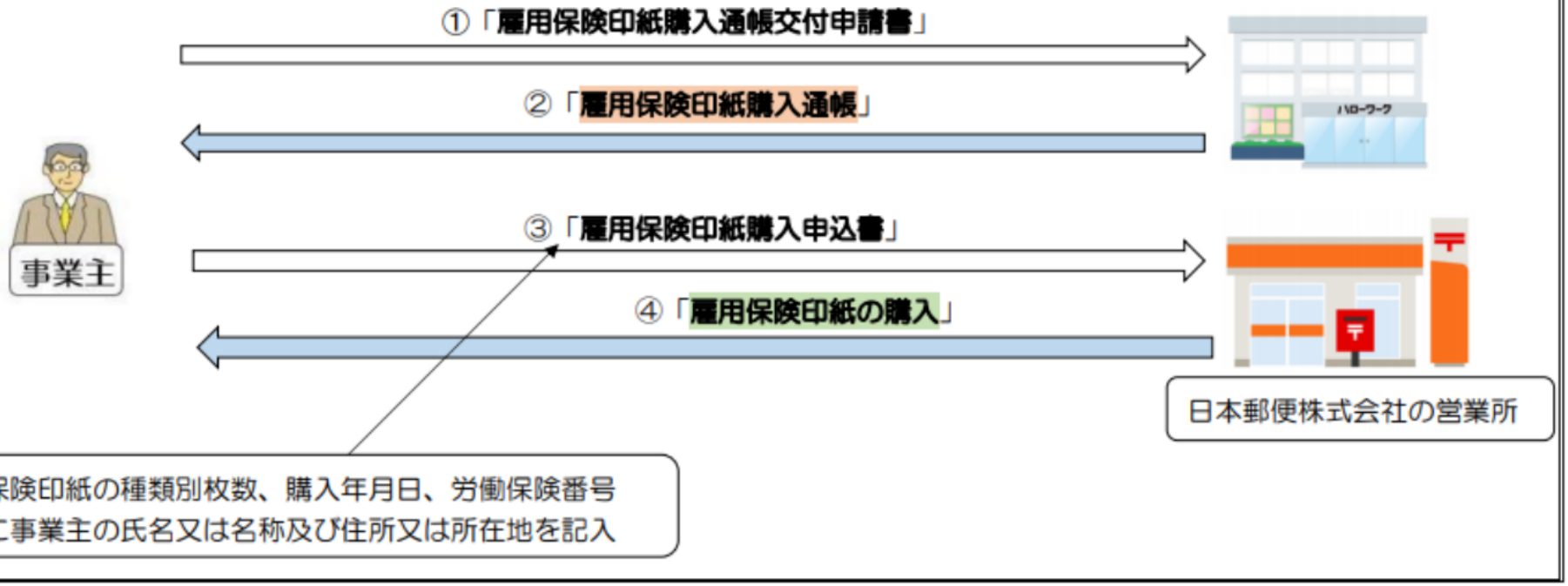

［確認シート］（雇用保険印紙の購入の流れ）

POINT!!

「雇用保険印紙購入通帳」の交付「雇用保険印紙」の購入

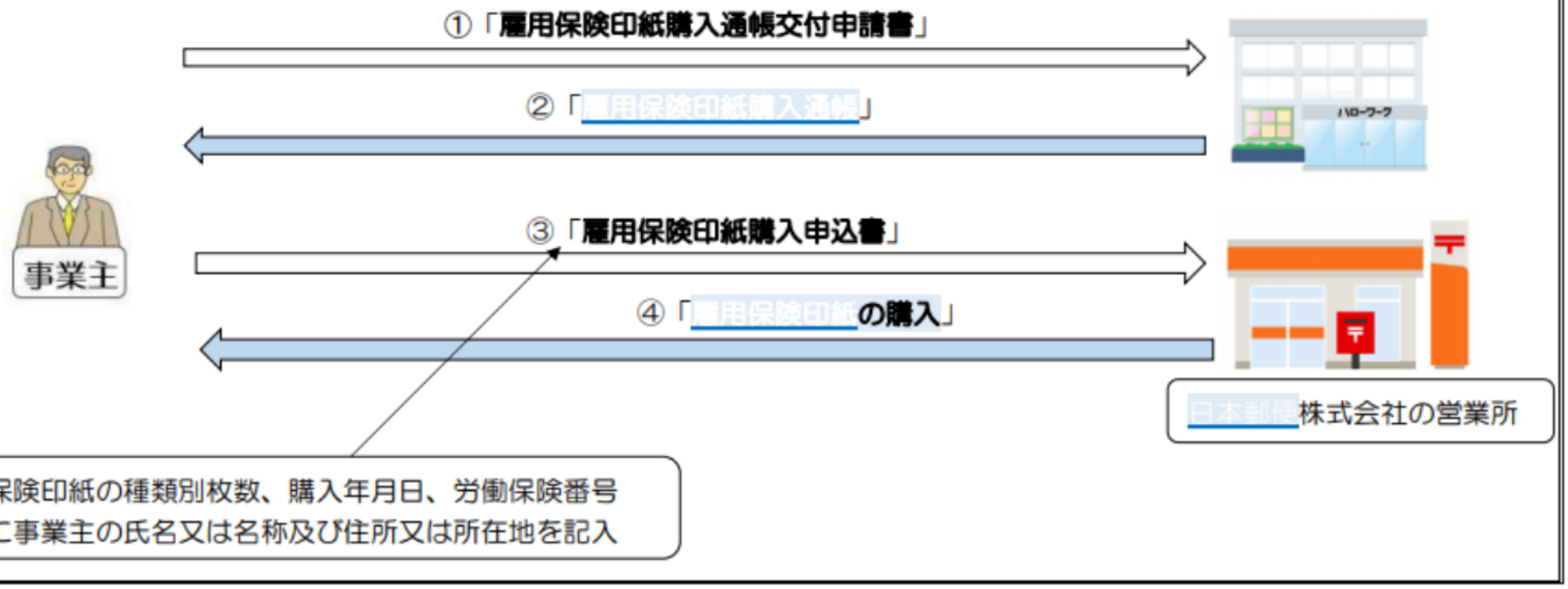

［暗記シート］（雇用保険印紙購入通帳の有効期間）

POINT!!

■雇用保険印紙購入通帳の有効期間⇒ 交付の日の属する保険年度まで

⇩

3月1日から3月31日までの間

■雇用保険印紙購入通帳の有効期間の更新

⇒ 雇用保険印紙購入通帳の有効期間が満了する日の翌日の1カ月前から当該期間が満了する日までに、当該「雇用保険印紙購入通帳」を添えて、「雇用保険印紙購入通帳更新申請書」を所轄公共職業安定所長に提出して、新たに雇用保険印紙購入通帳の交付を受ける。

3月1日から3月31日までの間

［確認シート］（雇用保険印紙購入通帳の有効期間）

POINT!!

■雇用保険印紙購入通帳の有効期間⇒ 交付の日の属する保険年度まで

⇩

3月1日から3月31日までの間

■雇用保険印紙購入通帳の有効期間の更新

⇒ 雇用保険印紙購入通帳の有効期間が満了する日の翌日の1カ月前から当該期間が満了する日までに、当該「雇用保険印紙購入通帳」を添えて、「雇用保険印紙購入通帳更新申請書」を所轄公共職業安定所長に提出して、新たに雇用保険印紙購入通帳の交付を受ける。

3月1日から3月31日までの間

［暗記シート］（雇用保険印紙の買戻し）

POINT!!

■雇用保険印紙の買戻し…３パターン

余った雇用保険印紙や変更になった雇用保険印紙を、買戻し（簡単に言うと返品）できる規定です。

【雇用保険の保険関係消滅】	【日雇労働被保険者の使用終了】	【雇用保険印紙の変更】
事業主の要因		国の都合
所轄公共職業安定所長の確認必要		確認不要
期限；なし		期限：６カ月

［確認シート］（雇用保険印紙の買戻し）

POINT!!

■雇用保険印紙の買戻し…３パターン

余った雇用保険印紙や変更になった雇用保険印紙を、買戻し（簡単に言うと返品）できる規定です。

【雇用保険の保険関係消滅】	【日雇労働被保険者の使用終了】	【雇用保険印紙の変更】
事業主の要因		国の都合
所轄公共職業安定所長の確認必要		確認不要
期限；なし		期限：６カ月

［暗記シート］（雇用保険印紙の納付状況の報告）

POINT!!

「雇用保険印紙受払簿」を調整

＋

「印紙保険料納付状況報告書」により、毎月の使用状況を翌月末日までに所轄歳入徴収官に報告

■印紙保険料納付計器を使用する場合
毎月の使用状況を翌月末日までに、「印紙保険料納付計器使用状況報告書」により、所轄公共職業安定所長経由、所轄歳入徴収官に報告

［確認シート］（雇用保険印紙の納付状況の報告）

POINT!!

「雇用保険印紙受払簿」を調整

＋

「印紙保険料納付状況報告書」により、毎月の使用状況を翌月末日までに所轄歳入徴収官に報告

■印紙保険料納付計器を使用する場合
毎月の使用状況を翌月末日までに、「印紙保険料納付計器使用状況報告書」により、所轄公共職業安定所長経由、所轄歳入徴収官に報告

［暗記シート］法 15 条（認定決定まとめ）

POINT!!

■認定決定の趣旨

認定決定は、事業主の自主的な申告や適正な申告がない場合に、政府の職権により正しい額を決定する制度。

【認定決定】		
概算保険料	確定保険料	印紙保険料
・申告書を提出しないとき ・申告書の記載に誤りがあるとき		印紙保険料の納付を怠ったとき
納付書	納入告知書	
納期限：通知を受けた日から 15 日以内（翌日起算）		納期限：調査決定をした日から 20 日以内（翌日起算）
追徴金⇒なし	追徴金⇒ 認定決定された額の不足額×10／100	追徴金⇒ 認定決定された印紙保険料の額×25／100

概算の段階なので、追徴金は不要

1,000 円未満端数切捨て

［確認シート］法 15 条（認定決定まとめ）

POINT!!

■認定決定の趣旨

認定決定は、事業主の自主的な申告や適正な申告がない場合に、政府の職権により正しい額を決定する制度。

【認定決定】		
概算保険料	確定保険料	印紙保険料
・申告書を提出しないとき ・申告書の記載に誤りがあるとき		印紙保険料の納付を怠ったとき
納付書	納入告知書	
納期限：通知を受けた日から 15 日以内（翌日起算）		納期限：調査決定をした日から 20 日以内（翌日起算）
追徴金⇒なし	追徴金⇒ 認定決定された額の不足額×10／100	追徴金⇒ 認定決定された印紙保険料の額×25／100

概算の段階なので、追徴金は不要

1,000 円未満端数切捨て

［暗記シート］（認定決定及び延納のまとめ）

POINT!!

■認定決定及び延納のまとめ

	【認定決定】	【延納】
● 概算保険料	○	○
・増加概算保険料	×	○
・追加概算保険料	×	○
● 確定保険料	○	×
● 印紙保険料	○	×

■「増加」と「追加」には、認定決定なし。

■「増加概算保険料」と「概算保険料の追加徴収」の延納の要件

増加概算保険料の延納	概算保険料の追加徴収
当初の概算保険料について延納していることが条件	

［確認シート］（認定決定及び延納のまとめ）

POINT!!

■認定決定及び延納のまとめ

	【認定決定】	【延納】
● 概算保険料	○	○
・増加概算保険料	×	○
・追加概算保険料	×	○
● 確定保険料	○	×
● 印紙保険料	○	×

■「増加」と「追加」には、認定決定なし。

■「増加概算保険料」と「概算保険料の追加徴収」の延納の要件

増加概算保険料の延納	概算保険料の追加徴収
当初の概算保険料について延納していることが条件	

［暗記シート］（追徴金と延滞金の違い）

POINT!!

【追徴金】	【延滞金】
ペナルティーとしての役割	遅延利息としての役割

■追徴金の対象

【確定保険料の認定決定】	【印紙保険料の認定決定】
納付すべき額の 100 分の 10 を乗じて得た額	納付すべき額の 100 分の 25 を乗じて得た額
納付すべき額に 1,000 円未満の端数がある時は、切り捨て	
① 通知を発する日から起算して 30 日を経過した日を納期限 ② 納入告知書により納付 ③ 歳入徴収官が認定決定 ④ 納付方法：現金納付	

■追徴金の規定は、国民年金法、厚生年金保険法にはない。
■追徴金は、延滞金の対象ではない。
■印紙保険料の追徴金に関しても、「雇用保険印紙」での納付は不可

［確認シート］（追徴金と延滞金の違い）

POINT!!

【追徴金】	【延滞金】
ペナルティーとしての役割	遅延利息としての役割

■追徴金の対象

【確定保険料の認定決定】	【印紙保険料の認定決定】
納付すべき額の 100分の10 を乗じて得た額	納付すべき額の 100分の25 を乗じて得た額
納付すべき額に 1,000 円未満の端数がある時は、切り捨て	
① 通知を発する日から起算して 30日 を経過した日を納期限 ② 納入告知書 により納付 ③ 歳入徴収官が認定決定 ④ 納付方法：現金納付	

■追徴金の規定は、国民年金法、厚生年金保険法にはない。
■追徴金は、延滞金の対象ではない。
■印紙保険料の追徴金に関しても、「雇用保険印紙」での納付は不可

［暗記シート］法 21 条（追徴金）

【条文】法 21 条（追徴金）

政府は、事業主が労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に 100 分の 10 を乗じて得た額の追徴金を徴収する。
ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならなくなった場合は、この限りでない。
② ①項の規定にかかわらず、労働保険料又はその不足額が 1,000 円未満であるときは、追徴金を徴収しない。

［確認シート］法 21 条（追徴金）

【条文】法 21 条（追徴金）

政府は、事業主が労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に 100 分の 10 を乗じて得た額の追徴金を徴収する。
ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならなくなった場合は、この限りでない。
② ①項の規定にかかわらず、労働保険料又はその不足額が 1,000 円未満であるときは、追徴金を徴収しない。

［暗記シート］法 21 条（追徴金…印紙保険料の場合）

【条文】法 21 条（追徴金…印紙保険料）

事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠ったときは、政府は、認定決定の規定により決定された印紙保険料の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の 100 分の 25 に相当する額の追徴金を徴収する。
ただし、納付を怠った印紙保険料の額が 1,000 円未満であるときは、この限りでない。

POINT!!

追徴金は、「確定保険料」と「印紙保険料」に関して、認定決定の処分を受けた場合に徴収される懲罰的な金銭

印紙保険料の納付を怠った場合

⇩

歳入徴収官が印紙保険料に関する認定決定を行う。

印紙保険料の認定決定分	＋	追徴金
調査決定した日の翌日から起算して 20 日以内の休日でない日		通知を発する日から起算して 30 日を経過した日
納入告知書		
納付方法：現金で日本銀行又は収入官吏に納付（雇用保険印紙での納付は不可）		
金額：認定決定された印紙保険料の額		金額：認定決定された印紙保険料の額×25／100（1,000 円未満の端数切捨て）

［確認シート］法 21 条（追徴金…印紙保険料の場合）

【条文】法 21 条（追徴金…印紙保険料）

事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠ったときは、政府は、［　　］の規定により決定された印紙保険料の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の［100 分の 25］に相当する額の［追徴金］を徴収する。
ただし、納付を怠った印紙保険料の額が 1,000 円未満であるときは、この限りでない。

POINT!!

追徴金は、「確定保険料」と「印紙保険料」に関して、認定決定の処分を受けた場合に徴収される懲罰的な金銭

印紙保険料の納付を怠った場合

⇩

歳入徴収官が印紙保険料に関する認定決定を行う。

印紙保険料の認定決定分	＋	追徴金
調査決定した日の翌日から起算して［20 日］以内の休日でない日		通知を発する日から起算して［30 日］を経過した日
［納入告知書］		
納付方法：現金で日本銀行又は収入官吏に納付（雇用保険印紙での納付は不可）		
金額：認定決定された印紙保険料の額		金額：認定決定された印紙保険料の額×25／100（1,000 円未満の端数切捨て）

［暗記シート］法 27 条（督促）

【条文】法 27 条（督促）

労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

［確認シート］法 27 条（督促）

【条文】法 27 条（督促）

労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

［暗記シート］法 27 条３項（滞納処分）

【条文】法 28 条（延滞金）

督促を受けた者が、その指定の期限（督促状の指定期限）までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によって、これを処分する。

POINT!!

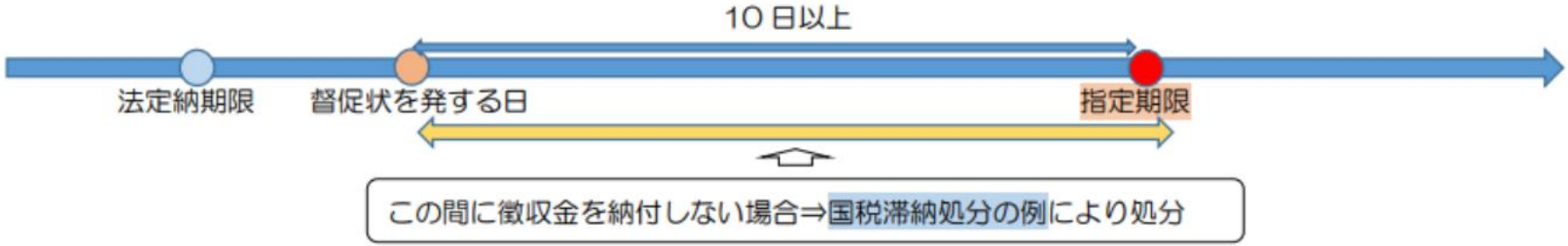

■滞納処分とは、滞納者の財産を差し押さえ、換金代金を滞納金に充てる行政処分。

［確認シート］法 27 条 3 項（滞納処分）

【条文】法 28 条（延滞金）

督促を受けた者が、その指定の期限（督促状の指定期限）までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によって、これを処分する。

POINT!!

■滞納処分とは、滞納者の財産を差し押さえ、換金代金を滞納金に充てる行政処分。

［暗記シート］法 28（延滞金）

【条文】法 28 条（延滞金）

政府は、労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から２月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。
ただし、労働保険料の額が 1,000 円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

POINT!!

①法定納期限に納付しなかった（保険料未納）
②督促状の送付

指定期限：督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日

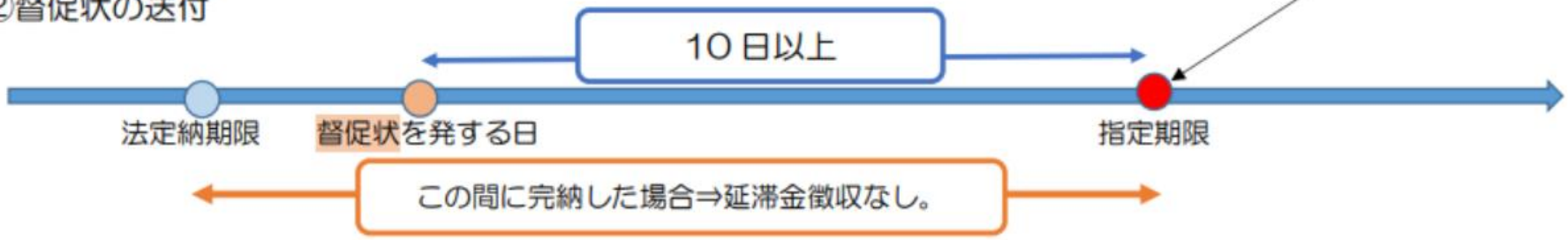

③延滞金の発生⇒指定期限（督促状に記載）までに完納しない場合

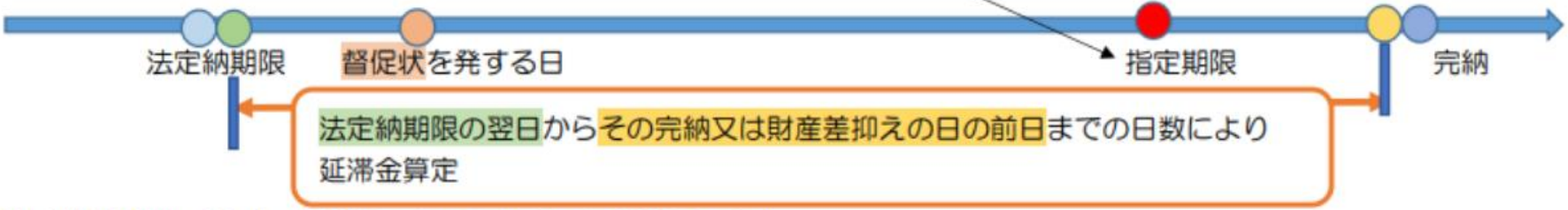

■法定納期限は、「本来の納期限」という表現でも出題されます。

［確認シート］法 28（延滞金）

【条文】法 28 条（延滞金）

政府は、労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額に、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 2 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。
ただし、労働保険料の額が 1,000 円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

POINT!!

①法定納期限に納付しなかった（保険料未納）
②督促状の送付

指定期限：督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日

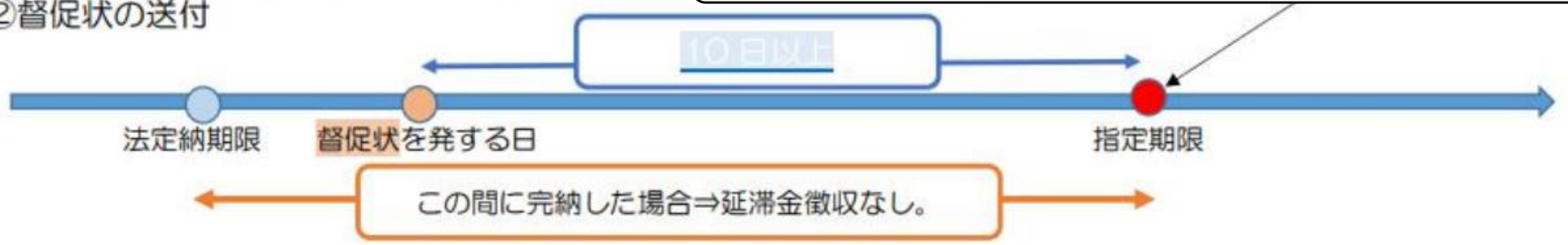

③延滞金の発生⇒指定期限（督促状に記載）までに完納しない場合

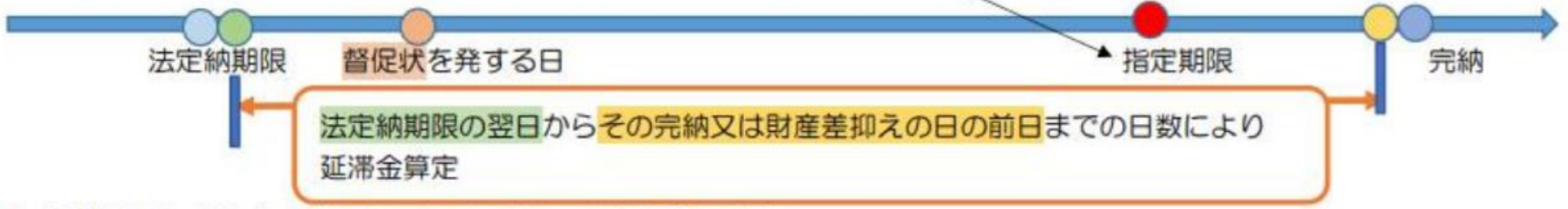

■法定納期限は、「本来の納期限」という表現でも出題されます。

［暗記シート］法 28 条（延滞金）

POINT!!

■原則

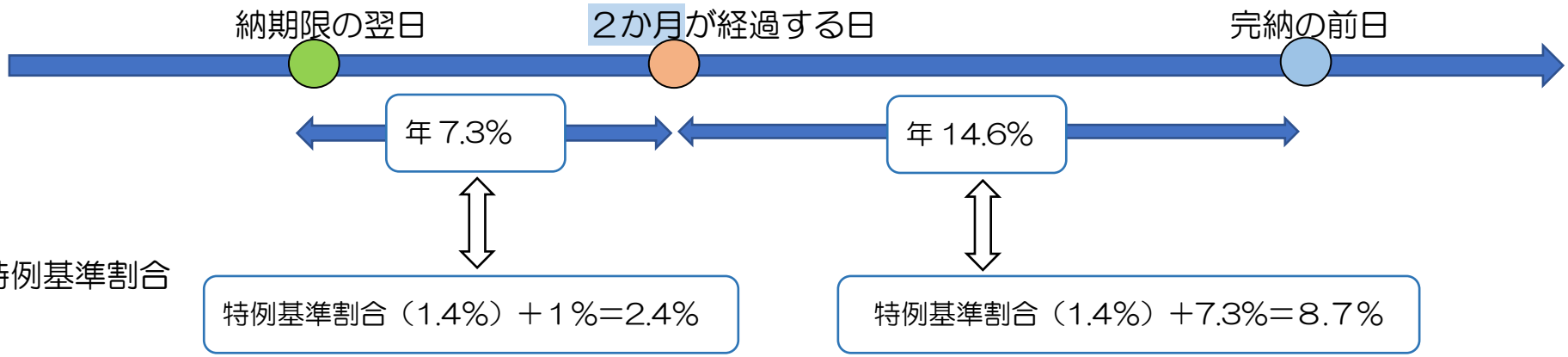

■特例基準割合

徴収割合は、現在の低金利の状況に合わせて低い率を使用
2025 年（1 月～12 月）の特例基準割合は、1.4%

■横断

労働保険関係	社会保険関係		
労働保険料徴収法	健康保険法	国民年金法	厚生年金保険法
法定納期限の翌日から起算して2月を経過する日まで	法定納期限の翌日から起算して3月を経過する日まで		

［確認シート］法 28 条（延滞金）

POINT!!

■原則

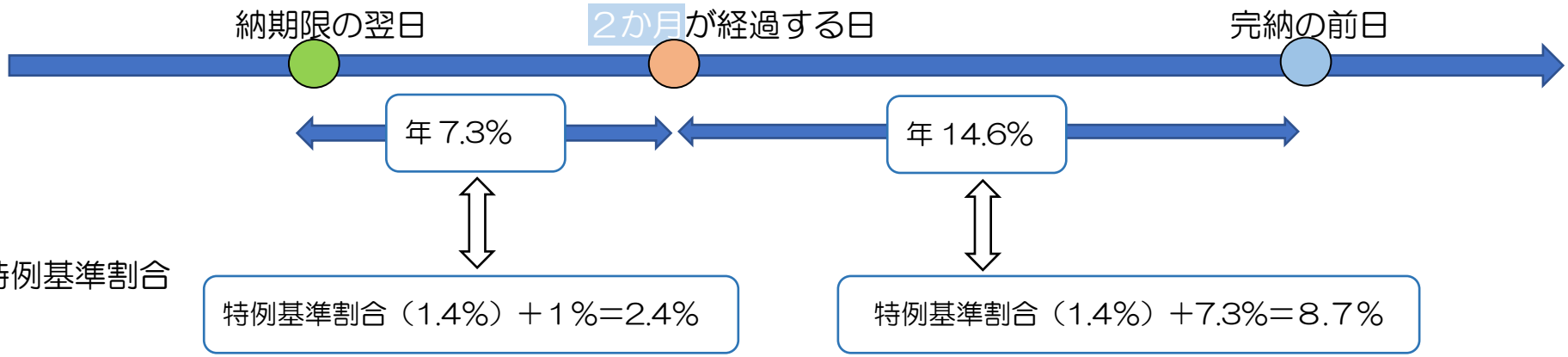

■特例基準割合

徴収割合は、現在の低金利の状況に合わせて低い率を使用
2025 年（1 月～12 月）の特例基準割合は、1.4%

■横断

労働保険関係	社会保険関係		
労働保険料徴収法	健康保険法	国民年金法	厚生年金保険法
法定納期限の翌日から起算して2月を経過する日まで	法定納期限の翌日から起算して3月を経過する日まで		

［暗記シート］横断（延滞金を徴収しない場合）

POINT!!

■延滞金を徴収しない場合

【労働保険料徴収法】	【健康保険法】	【厚生年金保険法】	【国民年金法】
① 督促状に指定した期限までに完納したとき。（共通）			
② 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によって督促したとき。（国年…規定なし）			
③ 滞納した労働保険料の額が 1,000 円未満であるとき。（国年…500 円未満）			
③ 計算した延滞金の額が 100 円未満であるとき。（国年…50 円未満）			
④ 労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。（共通）			
⑤ 労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。（共通）			
⑥ 納期を繰上げて徴収するとき（健康保険・厚生年金のみ）			

［確認シート］横断（延滞金を徴収しない場合）

POINT!!

■延滞金を徴収しない場合

【労働保険料徴収法】	【健康保険法】	【厚生年金保険法】	【国民年金法】
① 督促状に指定した期限までに完納したとき。（共通）			
② 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によって督促したとき。（国年…規定なし）			
③ 滞納した労働保険料の額が 1,000 円未満であるとき。（国年…500 円未満）			
③ 計算した延滞金の額が 100 円未満であるとき。（国年…50 円未満）			
④ 労働保険料について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。（共通）			
⑤ 労働保険料を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。（共通）			
⑥ 納期を繰上げて徴収するとき（健康保険・厚生年金のみ）			

［暗記シート］法 21 条の２（口座振替による納付）

POINT!!

■口座振替による納付

事業主から口座振替による納付を希望する旨の申出があった場合

⇩

政府は、
納付が確実と認められる場合　かつ　その申出を承認することが徴収法上有利と求められる場合

⇩

所轄歳入徴収官は、この申出を承認することができる。

■口座振替による納付の範囲 ⟹
（印紙保険料は除く。）

① 概算保険料（延納含む）
② 確定保険料の労働保険料又は不足額
③ アスベスト救済法による一般拠出金

■口座振替納付による納期限の特例
納付書又は電磁的記録が金融機関に到達した日から２取引日を経過した最初の取引日までに、労働保険料が納付された場合⇒納期限内と取り扱う。
（申告書は、本来の申告期限までに提出することが前提）

［確認シート］法 21 条の 2（口座振替による納付）

POINT!!

■口座振替による納付

事業主から口座振替による納付を希望する旨の申出があった場合

⇩

政府は、
納付が確実と認められる場合　かつ　その申出を承認することが徴収法上有利と求められる場合

⇩

所轄歳入徴収官は、この申出を承認することができる。

■口座振替による納付の範囲 ⟹
（印紙保険料は除く。）

① 概算保険料（延納含む）
② 確定保険料の労働保険料又は不足額
③ アスベスト救済法による一般拠出金

■口座振替納付による納期限の特例
納付書又は電磁的記録が金融機関に到達した日から２取引日を経過した最初の取引日までに、
労働保険料が納付された場合⇒納期限内と取り扱う。
（申告書は、本来の申告期限までに提出することが前提）

［暗記シート］（メリット制まとめ）

POINT!!

【継続事業のメリット制】（一括有期含む）	【継続事業のメリット制】（特例）	【有期事業のメリット制】
連続する３保険年度中の各年度において、①～②のいずれにも該当していること ① 連続する３保険年度中の各保険年度においてイロハのいずれかに該当 イ100 人以上の労働者を使用した事業であること。 ロ20 人以上 100 人未満の労働者を使用した事業であって、災害度係数が 0.4 以上であるもの。 ハ一括有期事業については、当該各保険年度の確定保険料の額が 40 万円以上あること ② 連続する３保険年度中の最後の保険年度に属する３月 31 日（基準日）において、労災保険に係る保険関係成立後３年以上経過していること	① 継続事業のメリット制の適用を受ける事業の内、「建設の事業及び立木の伐採の事業」以外の事業であること ② 中小事業主であること ③ 連続する３保険年度中のいずれかの保険年度において、労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた事 ④ ③の措置を講じた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から６カ月以内に、事業主が「労災保険率特例適用申告書」を提出している事 ■中小事業主 常時 300 人以下 金融、保険、不動産、小売…常時 50 人以下 卸売、サービス…100 人以下	次の①～③のいずれにも該当する事業であること ① 労災保険の保険関係が成立していること ② 建設の事業又は立木の伐採の事業であること ③ イとロに該当すること イ確定保険料の額…40 万円以上であること ロ 建設の事業：請負金額…１億 1,000 万円以上 立木の伐採の事業：素材の生産量…1,000 立方 M 以上

■災害度係数 ＝ 労働者数 ×（業種ごとの労災保険率－非業務災害率）≧0.4

［確認シート］（メリット制まとめ）

POINT!!

【継続事業のメリット制】（一括有期含む）	【継続事業のメリット制】（特例）	【有期事業のメリット制】
連続する３保険年度中の各年度において、①～②のいずれにも該当していること ① 連続する３保険年度中の各保険年度においてイロハのいずれかに該当 イ 100 人以上の労働者を使用した事業であること。 ロ20 人以上 100 人未満の労働者を使用した事業であって、災害度係数が 0.4 以上であるもの。 ハ一括有期事業については、当該各保険年度の確定保険料の額が 40 万円以上あること ② 連続する３保険年度中の最後の保険年度に属する３月 31 日（基準日）において、労災保険に係る保険関係成立後３年以上経過していること	① 継続事業のメリット制の適用を受ける事業の内、「建設の事業及び立木の伐採の事業」以外の事業であること ② 中小事業主であること ③ 連続する３保険年度中のいずれかの保険年度において、労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた事 ④ ③の措置を講じた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から６カ月以内に、事業主が「労災保険率特例適用申告書」を提出している事 ■中小事業主 常時 300 人以下 金融、保険、不動産、小売…常時 50 人以下 卸売、サービス…100 人以下	次の①～③のいずれにも該当する事業であること ① 労災保険の保険関係が成立していること ② 建設の事業又は立木の伐採の事業であること ③ イとロに該当すること イ確定保険料の額…40 万円以上であること ロ 建設の事業：請負金額…１億 1,000 万円以上 立木の伐採の事業：素材の生産量…1,000 立方 M 以上

■災害度係数 ＝ 労働者数 ×（業種ごとの労災保険率－非業務災害率）≧0.4

［暗記シート］（メリット制の効果）

POINT!!

【継続事業のメリット制】（一括有期含む）	【継続事業のメリット制】（特例）	【有期事業のメリット制】
要件に該当する事業の連続する３保険年度間の収支率が100分の85を超え、又は100分の75以下である場合	労働者の安全又は衛生を確保するための措置が講じられた保険年度の次の次の保険年度から３保険年度間	要件に該当する事業が終了した日から３カ月経過日前までの期間の収支率が、100分の85を超え、又は100分の75以下である場合
⇩		⇩
（労災保険率－非業務災害率）を100分の40の範囲内で上下	（労災保険率－非業務災害率）を100分の45の範囲内で上下	（確定保険料の額－非業務災害率）×A
＋	＋	＋
非業務災害率	非業務災害率	非業務災害率
‖	‖	‖
基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率	措置が講じられた保険年度の次の次の保険年度から３保険年度間のメリット制による増減幅を100分の45に拡大	改定後の確定保険料の額
■一括有期事業 …確定保険料の額100万円以上		■A:下記の範囲内

建設事業	立木の伐採
100分の40	100分の35

建設事業	立木の伐採
100分の40	100分の35

［確認シート］（メリット制の効果）

POINT!!

【継続事業のメリット制】（一括有期含む）

要件に該当する事業の連続する３保険年度間の収支率が 100 分の 85 を超え、又は 100 分の 75 以下である場合

⇩

（労災保険率－非業務災害率）を 100 分の 40 の範囲内で上下

＋

非業務災害率

＝

基準日の属する保険年度の次の次の保険年度の労災保険率

■一括有期事業

…確定保険料の額 100 万円以上

建設事業	立木の伐採
100 分の 40	100 分の 35

【継続事業のメリット制】（特例）

労働者の安全又は衛生を確保するための措置が講じられた保険年度の次の次の保険年度から３保険年度間

⇩

（労災保険率－非業務災害率）を 100 分の 45 の範囲内で上下

＋

非業務災害率

＝

措置が講じられた保険年度の次の次の保険年度から３保険年度間のメリット制による増減幅を 100 分の 45 に拡大

【有期事業のメリット制】

要件に該当する事業が終了した日から３カ月経過日前までの期間の収支率が、100 分の 85 を超え、又は 100 分の 75 以下である場合

⇩

（確定保険料の額－非業務災害率）×A

＋

非業務災害率

＝

改定後の確定保険料の額

■A:下記の範囲内

建設事業	立木の伐採
100 分の 40	100 分の 35

［暗記シート］（継続事業のメリット制）

POINT!!

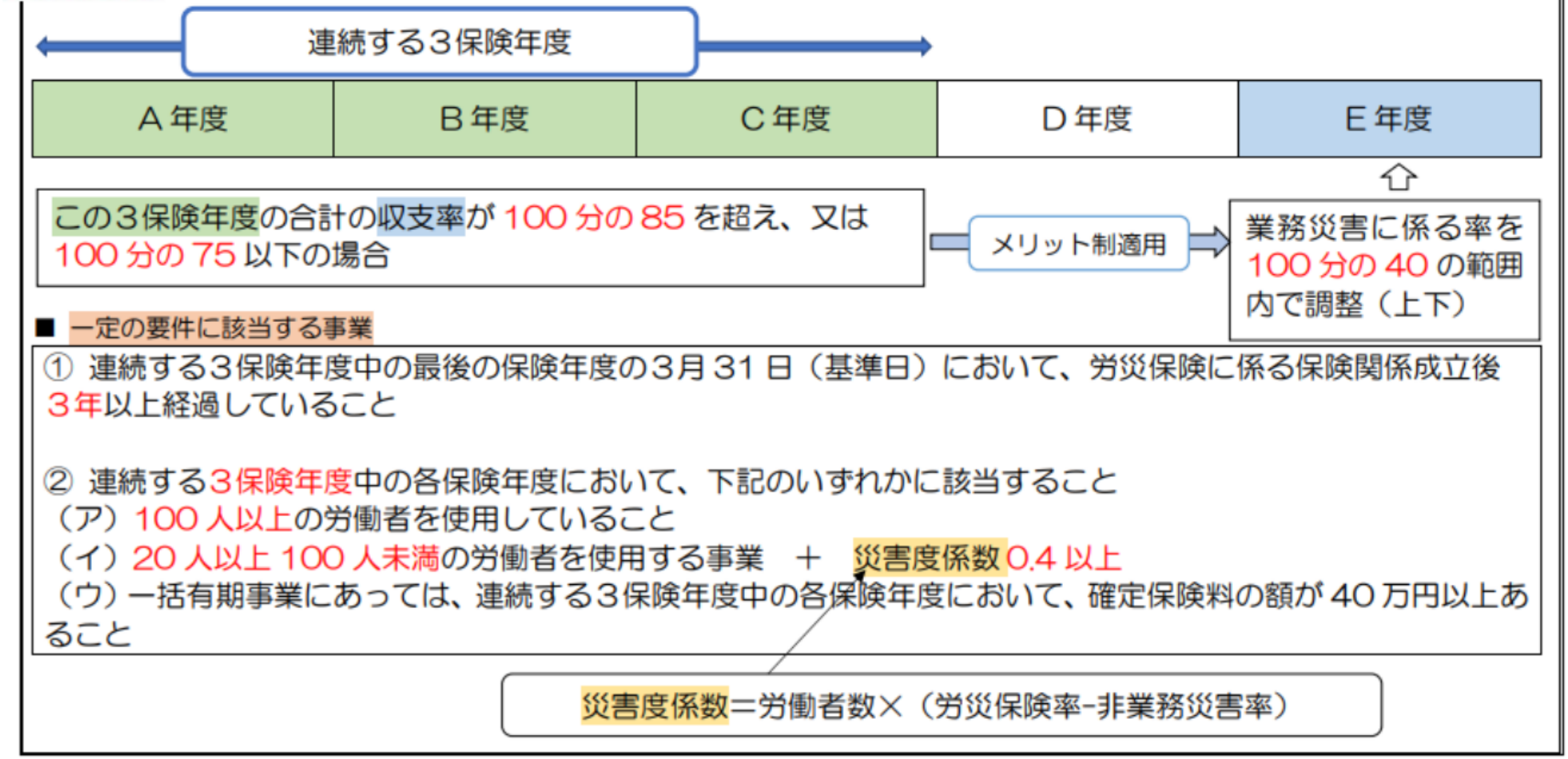

［確認シート］（継続事業のメリット制）

POINT!!

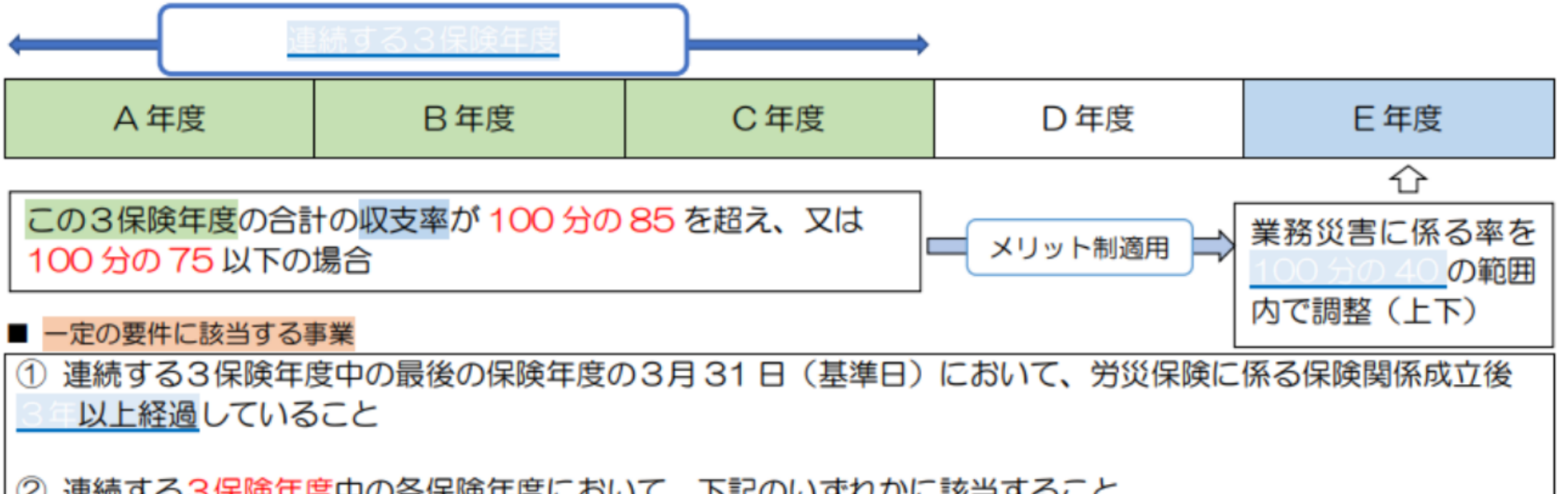

■ 一定の要件に該当する事業

① 連続する３保険年度中の最後の保険年度の３月 31 日（基準日）において、労災保険に係る保険関係成立後３年以上経過していること

② 連続する３保険年度中の各保険年度において、下記のいずれかに該当すること
（ア）100 人以上の労働者を使用していること
（イ）20 人以上 100 人未満の労働者を使用する事業　＋　災害度係数 0.4 以上
（ウ）一括有期事業にあっては、連続する３保険年度中の各保険年度において、確定保険料の額が 40 万円以上あること

災害度係数＝労働者数×（労災保険率−非業務災害率）

［暗記シート］（特例メリット制）

POINT!!

■目的
一定規模の労働者を使用する中小事業主を対象に、労働者の安全又は衛生を確保するための特別の措置を講じた場合に、事業主の申告により適用される制度。

■C 年度で安全又は衛生の確保措置を講じた場合

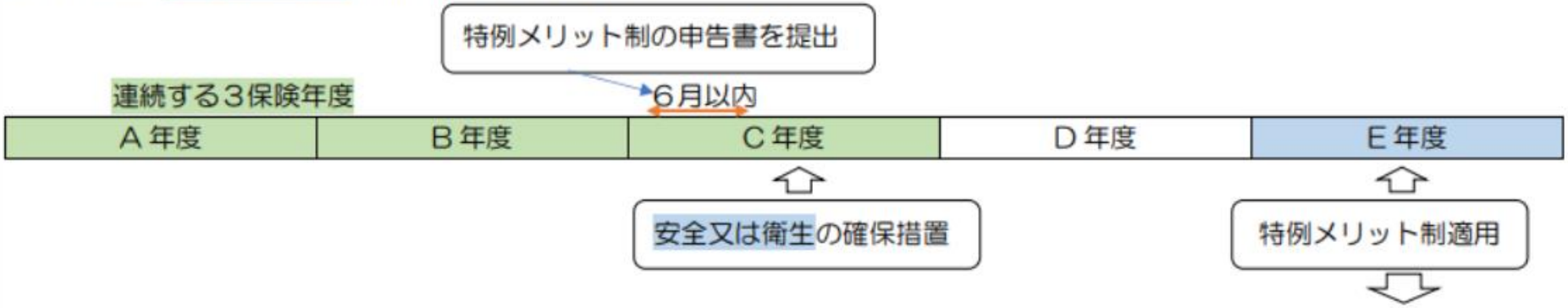

■特例メリット制の効果
その事業に係る労災保険率から非業務災害率を減じた率を 100 分の 45 の範囲内で上下した率に非業務災害率を加えた率を労災保険率として適用

通勤災害および二次健康診断等給付等にかかる費用等に係る保険料率
（1,000 分の 0.6　全業種一律の料率）
「非」業務とあるように、業務の影響を直接受けず、事業主の労災防止の努力及ばない通勤災害等は、計算から控除します。

［確認シート］（特例メリット制）

POINT!!

■目的
一定規模の労働者を使用する中小事業主を対象に、労働者の安全又は衛生を確保するための特別の措置を講じた場合に、事業主の申告により適用される制度。

■C 年度で安全又は衛生の確保措置を講じた場合

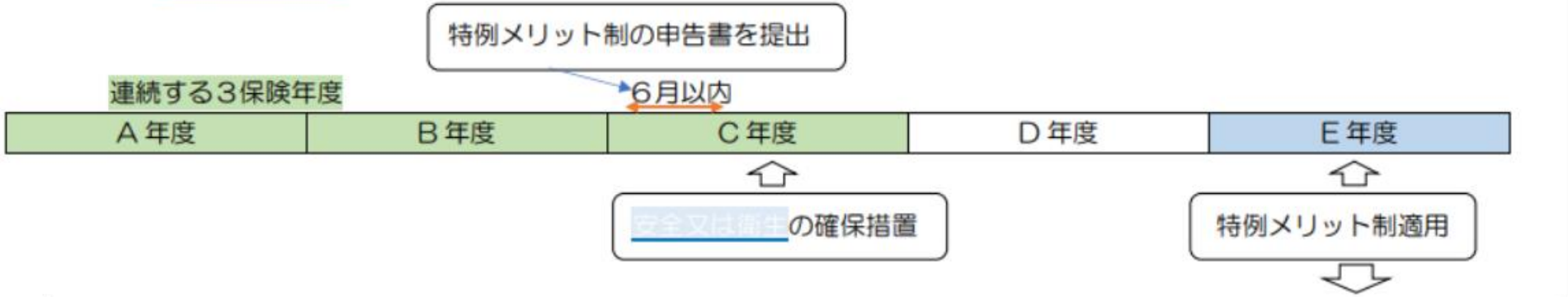

■特例メリット制の効果
その事業に係る労災保険率から非業務災害率を減じた率を 100 分の 45 の範囲内で上下した率に非業務災害率を加えた率を労災保険率として適用

通勤災害および二次健康診断等給付等にかかる費用等に係る保険料率
（1,000 分の 0.6　全業種一律の料率）
「非」業務とあるように、業務の影響を直接受けず、事業主の労災防止の努力及ばない通勤災害等は、計算から控除します。

［暗記シート］（有期事業のメリット制）

POINT!!

■有期事業である「建設の事業」又は「立木の伐採」の事業であって、下記のいずれかに該当する場合

【建設の事業】	【立木の伐採の事業】
確定保険料の額が 40 万円以上 又は 請負金額が 1 億 1,000 万円以上	確定保険料の額が 40 万円以上 又は 素材の生産量が 1,000 立方メートル以上

■収支率が 100 分の 85 を超え、又は 100 分の 75 以下であること。

$$収支率＝\frac{保険給付の額＋特別支給金の額}{保険料の額×第１種調整率又は第２種調整率}$$

■収支率の算定期間

・事業が終了した日から３カ月を経過した日前の期間⇒第１種調整率を使う

・事業が終了した日から９カ月を経過した日前の期間⇒第２種調整率を使う

■第１種調整率及び第２種調整率

［確認シート］（有期事業のメリット制）

POINT!!

■有期事業である「建設の事業」又は「立木の伐採」の事業であって、下記のいずれかに該当する場合

【建設の事業】	【立木の伐採の事業】
確定保険料の額が 40 万円以上 又は 請負金額が 1億 1000 万円以上	確定保険料の額が 40 万円以上 又は 素材の生産量が 1000 立方メートル以上

■収支率が 100 分の 85 を超え、又は 100 分の 75 以下であること。

$$収支率＝\frac{保険給付の額＋特別支給金の額}{保険料の額×第１種調整率又は第２種調整率}$$

■収支率の算定期間

・事業が終了した日から 3カ月 を経過した日前の期間⇒第１種調整率を使う

・事業が終了した日から 9カ月 を経過した日前の期間⇒第２種調整率を使う

■第１種調整率及び第２種調整率

［暗記シート］労働保険事務組合の認可及び廃止等

POINT!!

①法人でない団体等の場合は、その代表者の定めがあること。
また、事業内容、団体等の組織、運営方法等が定款や規約等によって団体性が明確であること。
②労働保険事務の委託を予定している事業主の数が 30 以上であること。
③労働保険事務組合としての認可を受ける前に、団体等の本来の事業目的に係る運営実績が２年以上あること。
④相当の財産を有し、労働保険料の納付等の責任を負うことができるものであること
⑤所定の事項を定めた労働保険事務処理規約を作成し、当該団体等の総会の議決機関から承認を得ること。等

■事業の規模（常時使用する労働者数）

金融業・保険業・不動産業・小売業	卸売業・サービス業	その他
常時 50 人以下	常時 100 人以下	常時 300 人以下

■変更の届出・業務の廃止、認可の取り消し

変更の届出	業務の廃止、認可の取り消し
労働保険事務組合は、認可申請書又は添付書類に記載された事項に変更を生じた場合は、変更のあった日の翌日から起算して 14 日以内に主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。	労働保険事務組合は、業務を廃止しようとするときは、60 日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

［確認シート］労働保険事務組合の認可及び廃止等

POINT!!

①法人でない団体等の場合は、その代表者の定めがあること。
また、事業内容、団体等の組織、運営方法等が定款や規約等によって団体性が明確であること。
②労働保険事務の委託を予定している事業主の数が 30 以上であること。
③労働保険事務組合としての認可を受ける前に、団体等の本来の事業目的に係る運営実績が２年以上あること。
④相当の財産を有し、労働保険料の納付等の責任を負うことができるものであること
⑤所定の事項を定めた労働保険事務処理規約を作成し、当該団体等の総会の議決機関から承認を得ること。等

■事業の規模（常時使用する労働者数）

金融業・保険業・不動産業・小売業	卸売業・サービス業	その他
常時 50 人以下	常時 100 人以下	常時 300 人以下

■変更の届出・業務の廃止、認可の取り消し

変更の届出	業務の廃止、認可の取り消し
労働保険事務組合は、認可申請書又は添付書類に記載された事項に変更を生じた場合は、変更のあった日の翌日から起算して 14 日以内に主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。	労働保険事務組合は、業務を廃止しようとするときは、60 日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

［暗記シート］法 33 条 2 項（労働保険事務組合の認可申請）

POINT!!

■労働保険事務組合の認可申請

事業主団体又はその連合団体が、労働保険事務の処理の業務を行おうとする場合

⇩

「労働保険事務組合認可申請書」を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出

⇩

厚生労働大臣が認可

定款、規約、労働保険事務の処理方法に変更があった場合

⇩

変更があった日の翌日から 14 日以内に都道府県労働局長に届出

［確認シート］法 33 条 2 項（労働保険事務組合の認可申請）

POINT!!

■労働保険事務組合の認可申請

事業主団体又はその連合団体が、労働保険事務の処理の業務を行おうとする場合

⇩

「労働保険事務組合認可申請書」を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出

⇩

厚生労働大臣が認可

定款、規約、労働保険事務の処理方法に変更があった場合

⇩

変更があった日の翌日から 14 日以内に都道府県労働局長に届出

［暗記シート］法 33 条４項（労働保険事務組合の認可の取消し）

POINT!!

- 徴収法その他の労働保険関係法令の規定に違反したとき
- 労働保険事務の処理を怠ったとき
- 労働保険事務の処理が著しく不当であるとき

⇩

厚生労働大臣は、認可を取り消すことができる。

■認可の取り消しが行われた場合

認可取消しの場合

⇩

労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、
その旨を、当該労働保険事務組合に係る委託事業主に対し通知しなければならない。

［確認シート］法 33 条４項（労働保険事務組合の認可の取消し）

POINT!!

- 徴収法その他の労働保険関係法令の規定に違反したとき
- 労働保険事務の処理を怠ったとき
- 労働保険事務の処理が著しく不当であるとき

⇩

厚生労働大臣は、認可を取り消すことができる。

■認可の取り消しが行われた場合

認可取消しの場合

⇩

労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、
その旨を、当該労働保険事務組合に係る委託事業主に対し通知しなければならない。

［暗記シート］法 35 条（労働保険事務組合の責任等）

POINT!!

労働保険事務組合が各会社から預かった労働保険料を滞納

⇩

労働保険事務組合が、滞納処分（例えば、差し押さえ）を受けた場合

⇩

滞納処分を受けても、徴収金の総額に満たない場合（残余がある）、その残余の部分について、委託事業主にも責任が生ずるという規定

具体的には、
「政府は、（中略）その残余の額を委託事業主から徴収することができる。」という表現になっています。

［確認シート］法 35 条（労働保険事務組合の責任等）

POINT!!

労働保険事務組合が各会社から預かった労働保険料を滞納

⇩

労働保険事務組合が、滞納処分（例えば、差し押さえ）を受けた場合

⇩

滞納処分を受けても、徴収金の総額に満たない場合（残余がある）、その残余の部分について、委託事業主にも責任が生ずるという規定

具体的には、
「政府は、（中略）その残余の額を委託事業主から徴収することができる。」という表現になっています。

［暗記シート］法 34 条等（労働保険事務組合　帳簿の備え付け義務）

POINT!!

【労働保険事務組合　帳簿の備え付け義務】		
労働保険事務等処理委託事業主名簿	労働保険料等徴収及び納付簿	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿
書類の保存３年間（原則）		書類の保存４年間（徴収法唯一の例外）

［確認シート］法 34 条等（労働保険事務組合　帳簿の備え付け義務）

POINT!!

【労働保険事務組合　帳簿の備え付け義務】		
労働保険事務等処理委託事業主名簿	労働保険料等徴収及び納付簿	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿
書類の保存3年間（原則）		書類の保存4年間（徴収法唯一の例外）

［暗記シート］報奨金政令２条（報奨金の額）

POINT!!

■報奨金の額は、下記により計算した額のいずれか低い額

(1) 前年度の労働保険料の額×2/100＋厚生労働省令で定める額
(2) 1,000 万円

（1）前年度の労働保険料の額×2/100＋厚生労働省令で定める額

↕ 低い額

（2）1,000 万円

［確認シート］報奨金政令２条（報奨金の額）

POINT!!

■報奨金の額は、下記により計算した額のいずれか低い額

(1) 前年度の労働保険料の額×2/100＋厚生労働省令で定める額
(2) 1,000 万円

（１）前年度の労働保険料の額×2/100＋厚生労働省令で定める額

↕ 低い額

（2）1,000 万円

［暗記シート］整備法 23 条（報奨金制度）

POINT!!

労働保険事務組合は、労働保険料に係る報奨金の交付を受けようとするときは、
「労働保険事務組合報奨金交付申請書」を 10 月 15 日までに、その主たる事務所の所在地を管轄する
都道府県労働局長に提出しなければならない。

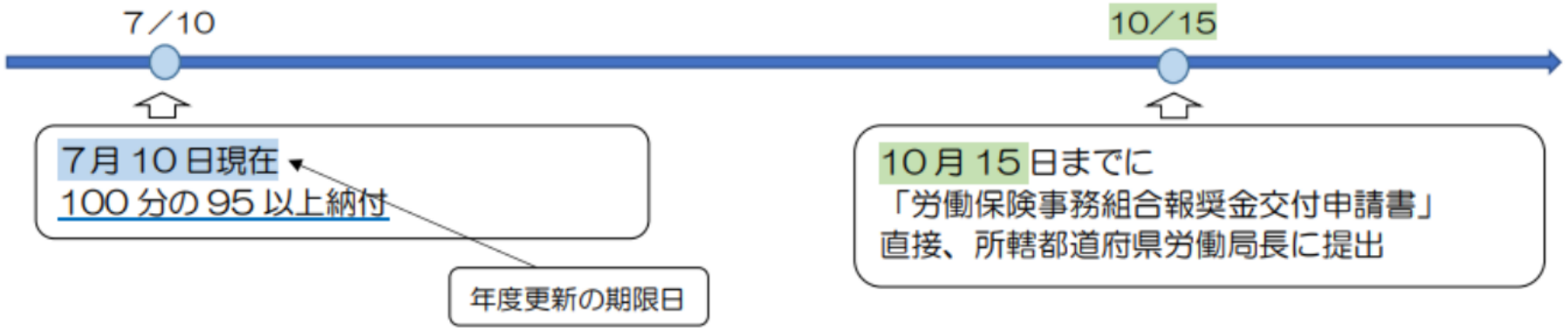

［確認シート］整備法 23 条（報奨金制度）

POINT!!

労働保険事務組合は、労働保険料に係る報奨金の交付を受けようとするときは、
「労働保険事務組合報奨金交付申請書」を 10 月 15 日までに、その主たる事務所の所在地を管轄する
都道府県労働局長に提出しなければならない。

［暗記シート］行政不服申立法２条等（不服申立て）

POINT!!

労働保険料その他徴収法の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、行政不服審査法基づき、厚生労働大臣に審査請求をすることが可能。

審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月を経過したときはすることができない。
また、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときはすることができない。（書面で行う。）

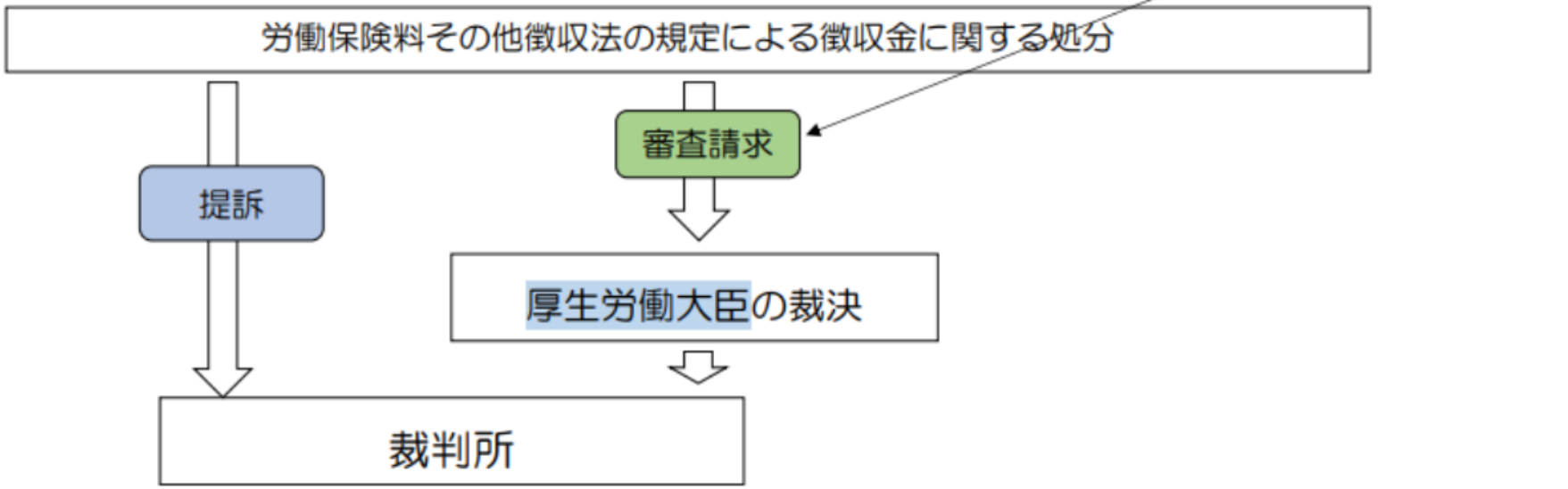

［確認シート］行政不服申立法２条等（不服申立て）

POINT!!

労働保険料その他徴収法の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、行政不服審査法基づき、厚生労働大臣に審査請求をすることが可能。

審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月を経過したときはすることができない。
また、処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときはすることができない。（書面で行う。）

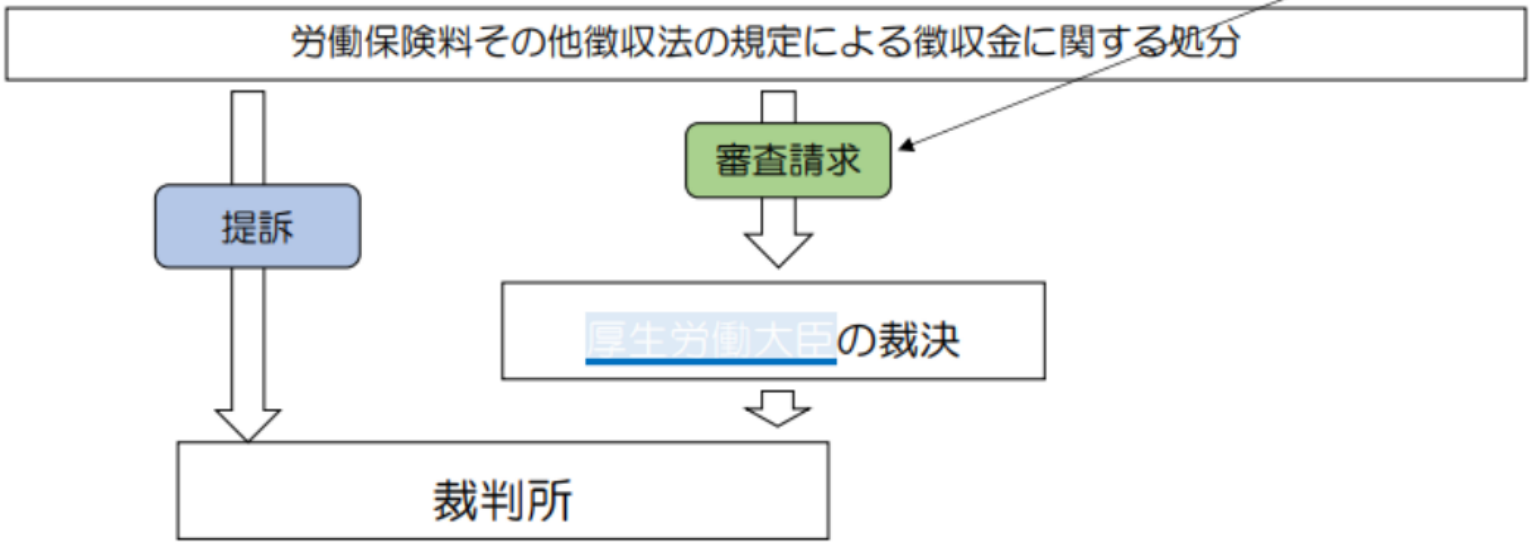

［暗記シート］法 41 条（時効）

【条文】法 41 条（時効）

① 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、２年を経過したときは、時効によって消滅する。
② 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。

POINT!!

令和２年４月　法改正

【改正前】	【改正後】
② 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、~~時効中断の効力~~を生ずる。	② 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。

［確認シート］法 41 条（時効）

【条文】法 41 条（時効）

① 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、２年を経過したときは、時効によって消滅する。
② 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。

POINT!!

令和２年４月　法改正

【改正前】	【改正後】
② 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、~~時効中断の効力~~を生ずる。	② 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。

［暗記シート］横断（書類の保存）

POINT!!

■書類の保存

【労働基準法】【労災法】	【徴収法】	【雇用保険法】	【健康保険法】【厚生年金保険法】
3 年間	3 年間 4 年間	2 年間 4 年間	2 年間

「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」

「被保険者に関する書類」

［覚え方…図表で覚えます。］

●労基、労災、徴収は、3年間

●雇用、健康保険、厚生年金は、2年間

ただし、徴収と雇用に4年間あり。

［確認シート］横断（書類の保存）

POINT!!

■書類の保存

【労働基準法】【労災法】	【徴収法】	【雇用保険法】	【健康保険法】【厚生年金保険法】
3 年間	3 年間 4 年間	2 年間 4 年間	2 年間

「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿」

「被保険者に関する書類」

［覚え方…図表で覚えます。］

●労基、労災、徴収は、３年間

●雇用、健康保険、厚生年金は、２年間

ただし、徴収と雇用に４年間あり。

［暗記シート］法 46 条（罰則）

POINT!!

【事業主】	【労働保険事務組合】
6カ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	

［確認シート］法 46 条（罰則）

POINT!!

【事業主】	【労働保険事務組合】
6 カ月以下の懲役又は	30 万円以下の罰金